

第1部 書き方・考え方のコツ

第1章 請求権の選択 p1

1. 訴訟物から考える
2. 契約当事者間における債権的請求
3. 請求の根拠・内容・当否

第2章 請求の当否 p2

1. 三者間形式 p2
2. 原告による先回り主張 p2
3. 問題なく認められる要件の一括認定 p2
4. 要件の頭出し p2
5. 全ての要件を検討することの要否 p2

第3章 要件事実 p3

1. 「法律上の意義」として問われていること
2. 請求・主張の当否まで問われている場合
3. 請求原因事実の摘示

第4章 主張・反論の分析 p4～5

1. 請求の当否が問われている場合 p4
2. 反論の当否が問われている場合 p4～5

第5章 判例の使い方 p6

1. 判例のルールを判例と同じ事案類型にそのまま適用する
2. 判例のルールを判例と異なる事案類型に適用できるかを検討する
3. 判例のルールの内容を明らかにする
4. 判例のルールを異なる論点に転用（応用）できるかを検討する
5. 判例理論自体の当否

第6章 現場思考問題の対処法 p7～8

第2部 民法の基本的な仕組み

1. 民法の基本原則 p9
2. 私人の権利についての民法の基本的な考え方 p9
[論点1] 権利濫用の判断基準（宇奈月温泉事件・大判S10.10.5・百I1）

第3部 総則

第1章 権利の主体（自然人） p11～13

第1節 権利能力 p11～12

1. 権利能力の始期 p11

[論点 1] 胎児の権利能力の取得時期 (大判 S7.10.6)

2. 権利能力の終期 p11

3. 失踪宣告による死亡擬制 p11～12

[論点 2] 死亡擬制の及ぶ範囲

[論点 3] 32 条 1 項後段の「善意」

[論点 4] 32 条 2 項但書の返還義務

第 2 節. 意思能力 p12

[論点 1] 意思無能力による法律効果の無効の意味

第 3 節. 行為能力制度 p12～13

[論点 1] 制限行為能力者と第三者との関係

[論点 2] 意思無能力と制限行為能力の関係 (大判 M38.5.11・百 I 5)

[論点 3] 制限行為能力者の「詐術」(21 条)(最判 S44.2.13)

第 2 章 権利の主体 (法人など) p14～16

第 1 節. 法人 p14～15

1. 権利能力 p14

[論点 1] 定款所定の目的による法人の権利能力の制限

[論点 2] 農業協同組合の員外貸付 (最判 S33.9.18 等)

2. 一般社団法人の理事の権限 p14～15

[論点 3] 定款・社員総会決議による代表権の制限が解除されたと信じた第三者の保護 (最判 S60.11.29)

3. 損害賠償責任 p15

(1) 法人自身の不法行為

(2) 代表者の行為による法人の不法行為責任

[論点 4] 「職務を行うについて」の判断基準 (最判 S50.7.14 等)

[論点 5] 一般法人法 78 条と表見代理規定の適用関係

(3) 役員等の第三者に対する特別損害賠償責任

第 2 節. 権利能力なき社团 p15～16

[論点 1] 権利能力なき社团の取引上の債務についての構成員の個人的な債務・責任の負担 (最判 S48.10.9・百 I 9)

第 3 章 物 p17

1. 物

[論点 1] 建築中の建物が土地とは別個独立の不動産となる時点 (大判 S10.10.1・百 I 11)

2. 物権の客体としての「物」であるための要件

[論点 2] 一筆の土地の一部の取引 (大判 T13.10.7・百 I 10)

[論点 3] 集合物を一個の物権の客体とすること

3. 従物

第 4 章 意思表示による権利変動 p18

1. 法律行為

2. 意思表示

[論点 1] 意思表示の「到達」の意味 (最判 S36.4.20)

[論点 2] 遺産分割協議の申入れには遺留分減殺の意思表示が含まれるか (最判 H10.6.11・百 I 25)

第5章 意思表示の瑕疵 p19～27

第1節. 心裡留保 p19

第2節. 通謀虚偽表示 p19～21

1. 意義 p19

2. 「善意の第三者」の保護 p19～21

[論点 1] 「第三者」の客観的範囲

[論点 2] 「善意」(無過失の要否) (最判 S62.1.20)

[論点 3] 対抗要件としての登記の要否 (最判 S44.5.27)

[論点 4] 権利保護資格要件としての登記の要否

[論点 5] 真の権利者からの譲受人との関係 (最判 S42.10.31)

[論点 6] 悪意の第三者からの善意の転得者 (最判 S45.7.24)

[論点 7] 善意の第三者からの悪意の転得者 (最判 S42.10.31)

3. 94条2項の類推適用 p21

[論点 8] 94条2項類推適用による権利取得

[論点 9] 帰責性としての意思的承認の要否 (最判 H18.2.23・百 I 22)

[論点 10] 第三者の正当な信頼 (最判 S45.9.22・百 I [7版]21、最判 S43.10.17、最判 H18.2.23・百 I 22)

第3節. 錯誤 p22～24

1. 錯誤の意義 p22

2. 錯誤の重要性 p22～23

3. 「表意者に重大な過失が」がない p23

4. 取消しの主張権者 p23

5. 第三者の保護 p23

6. 要件事実 p23

7. 身分行為の錯誤 p24

[論点 1] 身分行為の錯誤

第4節. 詐欺 p25～27

1. 取消前の「第三者」(96条3項) p25

[論点 1] 「第三者」の客観的範囲 (大判 S17.9.30・百 I 55)

[論点 2] 対抗要件としての登記の要否 (最判 S49.9.26・百 I 23)

[論点 3] 権利保護資格要件としての登記の要否

[論点 4] 表意者からの譲受人との関係 (最判 S42.10.31)

2. 転得者 p26

[論点 5] 悪意又は有過失の第三者からの善意無過失の転得者

[論点 6] 善意無過失の第三者からの悪意又は有過失の転得者

3. 取消後の第三者 p26～27

[論点 7] 取消後の第三者 (大判 S17.9.30・百 I 55)

第5節. 強迫 p27

第6章 契約の不当性 p28～29

第1節. 公序良俗違反

[論点 1] 公序良俗違反の判断時期 (最判 H15.4.18・百 I 13)

[論点 2] 遺言の自由と公序良俗違反 (最判 S61.11.20・百 I 12)

[論点 3] 動機の不法 (大判 S13.3.30・百 I [6 版] 15 参照)

第 2 節. 強行法規違反

[論点 1] 取締法規違反の法律行為の効力 (最判 S35.3.18・百 I 16)

第 7 章 無効と取消し p30～31

第 1 節. 意思表示・法律行為の無効 p30

第 2 節. 取消し p30

1. 取消権者
2. 取消しの方法
3. 追認
4. 効果

第 3 節. 原状回復義務 p30～31

第 8 章 代理 p32～39

第 1 節. 授權行為の性質 p32

[論点 1] 本人側が内部契約を取消した場合における授權行為の帰趨

[論点 2] 代理人側が内部契約を取消した場合における授權行為の帰趨

第 2 節. 有権代理 p32

[論点 1] 署名代理

第 3 節. 無権代理 p32～36

1. 無権代理行為の追認 p32
2. 無権代理人の責任 p33

[論点 1] 117 条 2 項の「過失」(最判 S62.7.7・百 I 34)

[論点 2] 無権代理人の契約責任との関係

[論点 3] 表見代理成立の抗弁 (最判 S62.7.7・百 I 34)

3. 無権代理と相続 p34～36

[論点 1] 無権代理人による追認拒絶の可否 (最判 S37.4.20・百 I 35)

[論点 2] 本人の追認拒絶後に無権代理人が本人を単独相続した場合 (最判 H10.7.17)

[論点 3] 無権代理人を相続した者が本人を単独相続した場合 (最判 S63.3.1)

[論点 4] 後見人による無権代理行為の追認拒絶 (最判 H6.9.13・百 I 6)

[論点 5] 無権代理行為全体の追完 (最判 H5.1.21・百 I 36)

[論点 6] 無権代理人の相続分に相当する部分での追完 (最判 H5.1.21・百 I 36)

[論点 7] 本人による追認拒絶の可否

[論点 8] 無権代理人の責任の承継 (最判 S37.4.20・百 I 35)

[論点 9] 特定物給付義務 (最判 S37.4.20・百 I 35)

[論点 10] 所有者が他人物売主を相続した場合 (最大判 S49.9.4)

[論点 11] 他人物の販売委託契約の追認 (最判 H23.10.18・百 I 37)

第 4 節. 表見代理 p36～39

1. 109 条の表見代理 p36～37

[論点 1] 法定代理への適用 (最判 S39.5.23・百 I 27)

[論点 2] 白紙委任状の交付による代理権授与表示 (最判 S39.5.23・百 I 27)

[論点 3] 名称使用の許諾と代理権授与表示 (最判 S35.10.21・百 I 28)

2. 110 条の表見代理 p37～38

[論点 4] 本人側の過失

[論点 5] 本人の実印の所持・使用 (最判 S51.6.25・百 I 30)

[論点 6] 事実行為の代行権限 (最判 S35.2.19・百 I 29)

[論点 7] 公法上の法律行為の代理権 (最判 S46.6.3)

[論点 8] 「第三者」(110 条) の範囲 (最判 S36.12.12)

[論点 9] 署名代理 (代理人が本人として行動した場合) (最判 S44.12.19)

3. 112 条の表見代理 p38～39

4. 日常家事代理権 p39

[論点 10] 「夫婦の…日常の家事に関」する法律行為 (最判 S44.12.18・百 III 9)

[論点 11] 「夫婦の…日常の家事に関」する範囲を超えた法律行為 (最判 S44.12.18・百 III 9)

第 5 節. 代理権濫用 p39

第 9 章 法律行為の効力発生要件 (条件・期限) p40

第 10 章 時効 p41～51

第 1 節. 総論 p41

1. 制度趣旨
2. 時効の法的構成
3. 時効の効果

第 2 節. 消滅時効 p41～43

1. 改正の概要 p41
2. 消滅時効の抗弁の要件事実 p42
3. 論点 p42～43

[論点 1] 「権利を行使することができる時」(客観的起算点)

[論点 2] 時効援用の意思表示の要否

[論点 3] 時効完成後の債務承認の効果 (最大判 S41.4.20・百 I 43)

- ・時効の利益の放棄
- ・信義則による時効援用権の喪失

第 3 節. 取得時効 p43～48

1. 要件事実 p43
2. 論点 p43～48

[論点 1] 原始取得される所有権の範囲

[論点 2] 「所有の意思」

[論点 3] 自己物の時効取得 (最判 S42.7.21・百 I 45)

[論点 4] 二重譲渡の事案における、第 1 譲受人の取得時効の起算点 (最判 S46.11.5・百 I 57)

[論点 5] 不動産賃借権の時効取得 (最判 S62.6.5・百 I 47)

[論点 6] 前主の無過失と短期取得時効 (最判 S53.3.6・百 I 46)

[論点 7] 相続と 185 条の「新たな権原」(最判 H8.11.12・百 I 67 等)

[論点 8] 時効完成時の所有者 (1) (時効取得者の占有開始時の所有者) (大判 S7.3.2)

[論点 9] 時効完成時の所有者 (2) (時効完成前の第三者) (最判 S41.11.22)

[論点 10] 時効完成後の第三者 (大連判 T14.7.8、最判 H18.1.17・百 I 60)

[論点 11] 取得時効の起算点の任意選択の可否 (最判 S35.7.27)

[論点 12] 時効完成後の第三者との関係における新たな時効取得 (最判 S36.7.20)

[論点 13] 不動産所有権の取得時効完成後に抵当権の設定・登記がなされた場合における再度の取得時効の援用の可否
(最判 H24.3.16・百 I 58)

[論点 14] 土地賃借権の時効取得と抵当不動産の買受人への対抗 (最判 H23.1.21・百 I 48)

第4節. 時効完成の障害事由 p48～49

1. 時効障害制度の概要 p48～49

2. 時効の完成猶予事由・更新事由 p49

[論点 1] 再度の催告が裁判上で行われた場合

3. 時効の完成猶予・更新の効力が及ぶ者の範囲 p49

[論点 2] 主債務者の承認後の物上保証人による時効援用 (最判 H7.3.10)

第5節. 時効の援用 p50～51

1. 概要 p50

2. 論点 p50～51

[論点 1] 後順位抵当権者 (最判 H11.10.21・百 I 42)

[論点 2] 詐害行為の受益者 (最判 H10.6.22)

[論点 3] 譲渡担保権者からの目的物の譲受人 (最判 H11.2.26)

[論点 4] 連帯債務者

[論点 5] 援用できる範囲 (最判 H13.7.10)

第6節. 時効の利益の放棄 p51

第4部 物権

第1章 総論 p53

第2章 物権的請求権 p53～54

1. 所有権に基づく返還請求権 p53～54

[論点 1] 転借権に基づく占有正権原の抗弁の要件事実

[論点 2] 土地所有権に基づく建物収去・土地明渡請求の相手方 (最判 H6.2.8・百 I 51)

2. 所有権に基づく妨害排除請求権 p54

3. 所有権に基づく妨害予防請求権 p54

第3章 物権変動 p55～63

第1節. 所有権の移転時期 p55

[論点 1] 契約による所有権の移転時期 (最判 S33.6.20・百 I 52)

第2節. 不動産物権変動 p55～60

1. 対抗要件 p55～59

(1) 「第三者」の客観的範囲 p55～58

[論点 1] 共同相続 (最判 S38.2.22・百 I 59)

[論点 2] 相続放棄 (最判 S42.1.20・百Ⅲ73)

・ 899 条の 2 第 1 項の適用の有無

・ 177 条の適用の有無

(2) 「第三者」の主観的範囲 p58～59

[論点 3] 悪意・背信的悪意 (最判 S32.9.19、最判 S43.8.2)

[論点 4] 背信的悪意者からの転得者 (最判 H8.10.29・百 I 61)

[論点 5] 善意の第二譲受人からの転得者が背信的悪意者である場合

[論点 6] 未登記の通行地役権と承役地譲受人 (最判 H10.2.13・百 I 63)

2. 不動産登記 p59～60

[論点 1] 中間省略登記請求 (最判 H22.12.16・H23 重判 4)

第 3 節. 立木の物権変動 p60

1. 立木の物権変動の公示方法

2. 明認方法に関するルール

第 4 節. 動産物権変動 p61～63

1. 対抗要件 p61

2. 動産物権変動と公信の原則 (即時取得) p61～63

[論点 1] 登記・登録された船舶・自動車・航空機の即時取得 (最判 S45.12.4)

[論点 2] 金銭の即時取得 (最判 S35.2.11・百 I 68)

[論点 3] 占有改定による即時取得 (最判 S35.2.11・百 I 68)

[論点 4] 盗品・遺失物の所有権の帰属 (大判 T10.7.8)

[論点 5] 194 条に該当する善意占有者の使用収益権 (最判 H12.6.27・百 I 69)

[論点 6] 盗品返還後の対価弁償請求 (最判 H12.6.27・百 I 69)

第 5 節. 混同 p63

第 4 章 占有権 p64

[論点 1] 占有の訴えと本権の訴えの関係 (最判 S40.3.4・百 I 70)

第 5 章 所有権 p65～68

1. 所有権の内容・制限 p65

2. 相隣関係 p65

3. 所有権の取得原因 p65～68

[論点 1] 不動産に「従として付合した」

[論点 2] 建築途中の建物への第三者の工事と所有権の帰属 (最判 S54.1.25・百 I 72)

[過去問] 償金請求 (平成 27 年司法試験設問 1 (2) 改題)

4. 共有 p68

[論点 1] 共有者相互間の明渡請求 (1) (最判 S41.5.19・百 I 74)

[論点 2] 共有者相互間の明渡請求 (2) (最判 S63.5.20)

第 6 章 用益物権 p69

1. 地上権

2. 永小作権

3. 地役権

4. 入会権

第5部 担保物権

第1章 抵当権 p71～85

第1節. 総論 p71

第2節. 被担保債権 p71

第3節. 抵当権の目的物 p71～72

1. 付加一体物 p71～72

[論点1] 従物（最判 S44.3.28・百 I 85）

[論点2] 従たる権利（最判 S40.5.4・百 I 86）

2. 付加一体物の分離・搬出 p72

[論点3] 付加一体物が分離・搬出された場合における抵当権に基づく物権的返還請求

第4節. 抵当権侵害に対する抵当権者の権限 p72～74

1. 抵当権に基づく妨害排除請求権 p72～73

[論点1] 抵当権に基づく妨害排除請求の可否（最判 H17.3.10・百 I 89）

[論点2] 妨害排除請求として抵当権者への直接明渡しを求めることの可否（最判 H17.3.10・百 I 89）

2. 抵当権侵害を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求 p73～74

[論点3] 抵当不動産を占有する第三者に対する賃料相当額の損害賠償請求（最判 H17.3.10・百 I 89）

[論点4] 抵当不動産の滅失・損傷を理由とする損害賠償請求の時期（最判 S7.5.27）

第5節. 抵当権に基づく物上代位 p74～78

1. 物上代位の対象 p74

[論点1] 売却代金

[論点2] 抵当不動産の賃料債権（最判 H 元.10.27・百 I 87）

[論点3] 抵当不動産の転貸賃料債権（最判 H12.4.14）

2. 物上代位と差押え等との優劣 p74～78

[論点4] 債権譲渡（最判 H10.1.30・百 I 88）

[論点5] 債権質

[論点6] 一般債権者による差押え（最判 H10.3.26・百 I [7版]88）

[論点7] 転付命令（最判 H14.3.12）

[論点8] 賃料債権への物上代位と賃借人による相殺（最判 H13.3.13）

[論点9] 賃料債権への物上代位と敷金充当（最判 H14.3.28）

第6節. 法定地上権 p78～79

1. 成立要件 p78

2. 論点 p78～79

[論点1] 土地抵当権が実行された場合における建物存立要件・同一所有要件の判断基準時

[論点2] 建物抵当権が実行された場合における建物存立要件・同一所有要件の判断基準時（大判 S15.2.5）

[論点3] 土地の先順位抵当権消滅後における同一所有要件の判断基準時（最判 H19.7.6・百 I 91）

[論点4] 土地・建物に対する共同抵当権の設定後の建物取壊・新築（最判 H9.2.14・百 I 92）

[論点5] 土地・建物が共有である場合（最判 H6.12.20・百 I 93）

第7節. 抵当不動産の処分 p79

第8節. 抵当建物賃借人の明渡猶予制度・同意の登記による賃借権の対抗 p80

第9節. 抵当権の処分 p80

第10節. 抵当権の実行 p80～84

1. 実行の方法 p80

2. 共同抵当の実行 p80～84

- [論点 1] 債務者所有不動産・物上保証人所有不動産の共同抵当（1）（最判 S44.7.3、最判 S61.4.18）
- [論点 2] 債務者所有不動産・物上保証人所有不動産の共同抵当（2）
- [論点 3] 債務者所有不動産・物上保証人所有不動産の共同抵当（3）（最判 S60.5.23・百 I 94）
- [論点 4] 債務者所有不動産・物上保証人所有不動産の共同抵当（4）（最判 S53.7.4、最判 S60.5.23・百 I 94）
- [論点 5] 同一物上保証人所有不動産の共同抵当（最判 H4.11.6・百 I 95）
- [論点 6] 異別物上保証人所有不動産の共同抵当
- [論点 7] 第三取得者との関係
- [論点 8] 先順位の共同抵当権の一方の放棄（最判 H4.11.6・百 I 95）

第 1 1 節. 抵当権の消滅 p84

1. 物権に共通する消滅原因
2. 担保物権に共通する消滅原因
3. 抵当権に特有の消滅原因

第 1 2 節. 根抵当権 p84～85

第 2 章 質権 p86

- [論点 1] 質権者の意思に反する占有喪失
- [論点 2] 質権者の自由意思による質物返還（大判 T3.12.25）

第 3 章 留置権 p87～88

- [論点 1] 被担保債権の債務者と物の所有者の同一性
- [論点 2] 留置権の対抗力（最判 S47.11.16・百 I 79）
- [論点 3] 295 条 2 項の類推適用（最判 S46.7.16・百 I 80）
- [論点 4] 詐欺・脅迫による目的物の占有取得者の同時履行の抗弁の制限

第 4 章 先取特権 p89～90

- [論点 1] 動産売買先取特権に基づく物上代位と一般債権者による差押え（最判 S60.7.19・百 I 82）
- [論点 2] 動産売買先取特権に基づく物上代位と債権譲渡（最判 H17.2.22）
- [論点 3] 請負工事に用いられた動産の売主の動産売買先取特権（最判 H10.12.18・百 I 81）

第 5 章 譲渡担保 p91～93

- [論点 1] 物を対象とする譲渡担保の法的性質（最判 H7.11.10 等）
- [論点 2] 譲渡担保の認定（最判 H18.2.7・百 I 96）
- [論点 3] 清算義務と目的物引渡義務との同時履行の関係（最判 S46.3.25・百 I 97）
- [論点 4] 弁済と目的物返還との同時履行関係（最判 H6.9.8）
- [論点 5] 弁済期経過後、弁済及び清算未了の間における処分（最判 H6.2.22・百 I 98）
- [論点 6] 弁済期前における処分（最判 H18.10.20・H18 重判 6）
- [論点 7] 集合動産譲渡担保の有効性（最判 S62.11.10）
- [論点 8] 設定者による目的動産の処分の可否（最判 H18.7.20・百 I 99）
- [論点 9] 目的動産滅失に関する損害保険金請求権に対する物上代位の可否（最判 H22.12.2・H22 重判 6）

第 6 章 所有権留保 p94

- [論点 1] 所有権留保売主の転得者に対する目的物返還請求と権利濫用（最判 S50.2.28・百 I [6 版]100）

[論点 2] 権利濫用と判断された場合における目的物所有権の帰属

[論点 3] 動産留保所有権者の妨害排除義務・不法行為責任（最判 H21.3.10・百 I 101）

第 6 部 債権総論

第 1 章 債権関係とその内容 p95～98

第 1 節. 債権関係 p95

第 2 節. 債権の目的 p95～98

1. 特定物債権 p95～97

2. 種類債権（不特定物債権） p97～98

[論点 1] 取立債務における必要行為完了

[論点 2] 変更権の肯否（大判 S12.7.7）

3. 制限種類物債権 p98

第 2 章 債務不履行 p99～108

第 1 節. 履行請求権 p99～100

1. 履行請求権 p99

2. 履行請求権の貫徹障害 p99～100

[論点 1] 不安の抗弁権

[論点 2] 事情変更の抗弁権（最判 H9.7.1・百 II 40）

第 2 節. 追完請求権 p100

第 3 節. 代償請求権 p100

第 4 節. 強制履行 p100

第 5 節. 損害賠償請求権 p101～108

1. 請求原因 p101～106

[論点 1] 安全配慮義務（最判 S50.2.25・百 II 2）

[論点 2] 安全配慮義務に関する履行補助者（最判 S58.5.2）

[論点 3] 説明義務違反（最判 H23.4.22・百 II 4）

[論点 4] 履行利益と信頼利益の賠償の同時請求

[論点 5] 相当因果関係説

[過去問] 平成 24 年司法試験設問 3

[論点 6] 価格騰貴

・ 価格が直線的に投棄した事案（最判 S47.4.20・百 II 9）

・ 中間最高価格の事案（大連判 T15.5.22）

・ 買主が既に具体的な金銭的損失を受けている場合

2. 免責事由の抗弁 p106～107

[論点 7] 履行補助者

3. 債務転形論 p107

4. 填補賠償 p107～108

[論点 8] 追完に代わる損害賠償請求権

5. その他 p108

第3章 責任財産の保全 p109～123

第1節 債権者代位権 p109～112

1. 実体法上の要件 p109～110

[論点1] 保存行為における債務者無資力の要否

[論点2] 個別権利実現準備型の債権者代位権の肯否・要件

2. 要件事実 p110～111

3. 債権者代位権の行使 p111～112

[論点3] 金銭を受領した代位債権者の相殺を通じた事実上の優先弁済

[論点4] 不動産の移転登記に関する直接請求権

4. 債務者の取立てその他の処分の権限等 p112

第2節 詐害行為取消権 p112～123

1. 実体法上の要件（一般的要件） p112～115

[論点1] 債権譲渡通知自体の詐害行為取消し（最判 H10.6.12・百Ⅱ17）

[論点2] 通謀虚偽表示との関係（最判 H10.6.12・百Ⅱ17）

[論点3] 離婚に伴う財産分与（768条）（最判 H12.3.9・百Ⅲ19）

[論点4] 離婚に伴う慰謝料の合意（最判 H12.3.9・百Ⅲ19）

[論点5] 遺産分割協議（最判 H11.6.11・百Ⅲ69）

[論点6] 相続放棄（最判 S49.9.20）

2. 要件事実 p116～117

3. 行為の詐害性 p117～118

4. 詐害行為取消権の行使 p118～121

[論点7] 不動産の二重譲渡における第二譲渡の詐害行為取消し

（論証1）被保全債権は金銭債権に限られるか（最大判 S36.7.19・百Ⅱ15）

（論証2）特定物債権の損害賠償請求権への転化時期（最大判 S36.7.19・百Ⅱ15）

（論証3）177条の対抗要件制度との関係

（論証4）第一譲受人が所有者であることを前提とした請求

[論点8] 金銭を受領した取消債権者の相殺を通じた事実上の優先弁済

[論点9] 受益者・転得者による債権額に応じた按分額の支払拒絶の可否（最判 S46.11.19）

[論点10] 他の一般債権者による分配請求（最判 S37.10.9）

[論点11] 不動産の移転登記に関する直接請求権

[論点12] 共同抵当権の目的不動産の全部又は一部の売買契約が詐害行為に該当する場合であって、当該詐害行為後の
弁済により抵当権が消滅したとき（最判 H4.2.27）

5. 詐害行為取消権の効果 p122～123

[論点13] 受益者の現物返還・価額償還義務の先履行

[論点14] 転得者の現物返還・価額償還義務の先履行

第4章 弁済 p124～130

第1節 弁済とこれに関連する制度 p124～126

1. 債務の消滅原因 p124

2. 弁済の提供 p125

[論点1] 口頭の提供に必要とされる「弁済の準備」の程度

[論点2] 口頭の提供すら不要な場合

[論点 3] 債務者が弁済の準備をできない状態にある場合 (最判 S44.5.1)

3. 受領遅滞 p125～126

[論点 1] 法的性質

(論証 1) 法定責任説 (最判 S46.12.16・百Ⅱ55)

(論証 2) 債務不履行責任説

第2節. 弁済の当事者 p126～130

1. 弁済者 p126～127

2. 無権限者への弁済 p127～130

[論点 1] 債権の二重譲渡がなされた場合における劣後譲受人 (最判 S61.4.11・百Ⅱ33)

(論証 1) 劣後譲受人は「受領債権者としての外観を有するもの」に当たるか

(論証 2) 善意・無過失の要件

[論点 2] 定期預金担保貸付けと相殺 (最判 S59.2.23・百Ⅱ34)

(論証 1) 478 条の類推適用の可否

(論証 2) 善意・無過失の判断時期

第3節. 弁済者代位 p130

第5章 相殺 p131～132

1. 要件事実 p131

2. 論点 p131～132

[論点 1] 受働債権の弁済期の現実の到来 (最判 H25.2.28・百Ⅱ38)

[論点 2] 逆相殺 (最判 S54.7.10)

[論点 3] 「債権がその消滅以前に相殺に適するようになっていた」の意味 (最判 H25.2.28・百Ⅱ38)

第6章 更改・免除・混同

論証集に反映なし

第7章 債権譲渡 p133～144

第1節. 譲受債権履行請求訴訟 p133

第2節. 債権譲渡自由原則 p133～134

1. 譲渡制限特約の効力 p133

2. 論点 p133～134

[論点 1] 債権の譲受人からの転得者

[論点 2] 譲渡制限特約付き債権の譲渡についての債務者の承諾 (最判 S52.3.17、最判 H9.6.5・百Ⅱ25)

3. 要件事実

第3節. 将来債権の譲渡・債権譲渡の予約 p134～137

1. 将来債権の譲渡 p134～135

[論点 1] 将来債権譲渡の有効性 (最判 H11.1.29・百Ⅱ26)

- ・ 目的債権の特定性
- ・ 債権発生の可能性 (確実性)
- ・ 公序良俗違反

2. 債権譲渡の予約 p135～136

[論点 2] 債権譲渡予約の有効性・第三者対抗要件

- ・ 目的債権の特定性
- ・ 予約時における譲渡債権額の不確定（最判 H12.4.21）
- ・ 公序良俗違反（最判 H12.4.21）
- ・ 第三者対抗要件（最判 H13.11.27）

3. 債権の譲渡担保 p136～137

[論点 3] 債権譲渡担保における債権移転時期・第三者対抗要件（最判 H13.11.22・百 I 100）

- ・ 債権譲渡担保の法的構成
- ・ 取立権限留保型集合債権譲渡担保における第三者対抗要件

第4節. 債務者対抗要件 p137

[論点 1] 譲受人を特定しない譲渡前の承諾

第5節. 第三者対抗要件 p137～140

1. 要件事実 p137～138
2. 譲渡債権が第三者対抗要件具備時点で消滅していた場合 p138～139
3. 債権の多重譲渡と対抗問題 p139～140

[論点 1] いずれの債権譲渡も第三者対抗要件を具備している場合（最判 S49.3.7・百 II 29）

[論点 2] 確定日付のある証書による通知が同時に到達した場合

- ・ 譲受人と債務者の関係（最判 S55.1.11）
- ・ 譲受人相互間の関係（最判 S53.7.18、最判 H5.3.30・百 II 30）

[論点 3] 債権者不確知を原因とする供託

- ・ 同時到達
- ・ 到達時先後不明

第6節. 動産債権譲渡特例法 p140

第7節. 抗弁の承継原則 p140～143

1. 概要 p140～141
2. 要件事実 p141
3. 論点 p142～143

[論点 1] 「通知を受けるまでに…生じた事由」

[論点 2] 譲受債権の発生原因である契約の債務不履行解除（最判 S42.10.27・百 II 27）

4. 相殺権 p143～144

[論点 3] 「対抗要件具備時よりも前の原因に基づいて生じた債権」の意味

5. 異議をとどめない承諾による抗弁の切断に関する規定の削除 p144

第8章 指図証券

論証集に反映なし

第9章 債務引受・履行引受・契約引受 p145～147

1. 併存的債務引受 p145
2. 免責的債務引受（重疊的債務引受） p145～147
3. 履行引受 p147
4. 契約引受 p147

第10章 多数当事者の債権関係 p148～154

第1節. 不可分債権・連帯債権・不可分債務・連帯債務 p148～150

1. 不可分債権 p148
2. 連帯債権 p148
3. 不可分債務 p149
4. 連帯債務 p149～150

[論点1] 全ての連帯債務者の債務を免除する旨の連帯債務者の一人に対する意思表示

[論点2] 第一弁済者の事後通知と第二弁済者の事前通知がない場合（最判 S57.12.17・百II20）

第2節. 可分債権・可分債務 p150

第3節. 保証債務 p151～154

1. 保証債務の内容 p151

[論点1] 債務不履行解除に基づく原状回復義務・損害賠償義務（最大判 S40.6.30・百II22）

[論点2] 合意解除に基づく原状回復義務・損害賠償義務（最判 S47.3.23）

2. 保証債務の性質 p151
3. 保証債務履行請求訴訟 p151～153

[論点3] 主債務者を相続した保証人による保証債務の弁済（最判 H25.9.13・H25 重判3）

4. 保証人の求償権 p153～154

[論点4] 物上保証人の事前求償権（最判 H2.12.18）

第7部 契約

第1章 契約総論 p155～167

第1節. 契約に共通する理論 p155～157

1. 契約自由の原則 p155
2. 契約の拘束力 p155
3. 契約の成立 p155
4. 定型約款 p155
5. 契約内容についての一般的有効要件 p155
6. 契約内容の確定 p156～157

[論点1] 内心の意思の一致（平成21年司法試験設問1）

[論点2] 内心の意思の不一致（大判 S19.6.28・百I18）

[論点3] 慣習による表示の意味の確定（大判 T10.6.7・百I[7版]19）

第2節. 契約の効力 p157～160

1. 同時履行の抗弁 p157～158

[論点1] 弁済の提供の再抗弁（最判 S34.5.14）

[論点2] 不動産売買契約における不動産引渡義務（大判 T7.8.14、最判 S34.6.25）

[論点3] 建物買取請求権（建物代金債務と土地明渡債務）（大判 S7.1.26）

[論点4] 造作買取請求権（造作代金債務と建物引渡債務）

2. 危険負担 p158～160
3. 第三者のためにする契約 p160

第3節. 契約の解除 p160～167

1. 概要 p160

2. 実体法上の解除要件 p160～161

3. 義務の種類 p161～162

4. 複数の契約の一部の債務不履行による契約全部の解除 p162

[論点 1] 複数の契約の一部の債務不履行による契約全部の解除 (最判 H8.11.12・百 II 44)

5. 解除の効果 p162～167

[論点 2] 545 条 1 項但書の趣旨及び「第三者」の意義

[論点 3] 「第三者」の主観的要件

[論点 4] 登記・引渡しの要否

[論点 5] 解除後の第三者 (大判 S14.7.7)

[過去問] 平成 20 年司法試験設問 1

7. 解除の意思表示に関する規律 p167

第 2 章 贈与 p168

[論点 1] 死因贈与への遺言の撤回自由に関する規定 (1022 条) の準用 (最判 S47.5.25)

第 3 章 売買 p169～176

第 1 節. 総論 p169

1. 成立要件

2. 売主の財産権移転債務

第 2 節. 売買の予約・買戻し p169

第 3 節. 手付 p169～170

1. 手付の種類 p169

2. 手付解除の要件事実 p169～170

[論点 1] 賠償額の予定としての違約手付との併存

[論点 2] 違約罰としての違約手付との併存

[論点 3] 「契約の履行に着手」 (最判 S40.11.24・百 II 48)

第 4 節. 売主の義務と責任 p170～176

1. 権利移転の対抗要件に係る売主の義務 p170

2. 他人の権利の売買 p170～172

[論点 1] 買主の使用利益返還義務 (最判 S51.2.13・百 II 45)

[論点 2] 他人の権利の売買の追認

(論証 1) 追認の可否 (最判 S37.8.10・百 I 38)

(論証 2) 追認の効力 (債権債務の帰属先)

3. 売買目的物の種類・品質・数量に関する契約不適合 p172～174

[論点 3] 品質に関する「契約…不適合」の判断方法 (最判 H15.10.10、最判 H22.6.1・百 II 50)

[論点 4] 敷地賃借権付建物売買における敷地の欠陥 (最判 H3.4.2・百 II 54)

4. 権利に関する契約不適合 p174

5. 買主の権利の期間制限 p174～175

[論点 5] 債権の消滅時効に関する一般準則の適用の可否 (最判 H13.11.27・百 II 53)

6. 目的物の滅失等についての危険の移転 p175

7. 競売における買受人の権利の特則 p175～176

8. 抵当権等がある場合における買の費用の償還請求 p176

9. 債権の売買の売主の資力担保責任 p176

10. 売主の担保責任と同時履行 p176

11. 担保責任を負わない旨の特約 p176

第4章 消費貸借 p177

1. 要物契約としての消費貸借契約
2. 要式契約である諾成的消費貸借契約
3. 準消費貸借契約

[論点1] 旧債務の発生原因事実についての主張立証責任の所在

第5章 使用貸借 p178

[論点1] 貸貸借と使用貸借の区別

第6章 賃貸借 p179～195

第1節. 総論 p179～182

1. 賃貸借契約の成立要件 p179
2. 存続期間 p179
3. 賃借権の対抗力 p179～180

[論点1] 他人名義の建物登記と借地借家法10条1項（最判S41.4.27・百II58）

[論点2] 不法占拠者に対する妨害停止・返還請求

4. 賃貸人・賃借人の義務 p180～182
5. 賃貸借契約の終了事由 p182
6. 建物買取請求権・造作買取請求権の制限 p182

[論点3] 借地人の債務不履行を理由として契約が解除された場合における建物買取請求の可否（最判S35.2.9）

[論点4] 建物賃借人の債務不履行を理由として契約が解除された場合における造作買取請求の可否（最判S31.46）

第2節. 賃貸借契約の終了に基づく目的物返還請求 p183～186

1. 土地賃貸借契約の終了に基づく建物収去土地明渡請求 p183～185
2. 建物賃貸借契約の終了に基づく建物明渡請求 p186

[論点1] 「一時使用のために賃借権を設定したことが明らか」

第3節. 賃貸不動産の所有権の移転 p187～189

1. 新所有者の賃借人に対する所有権に基づく返還請求 p187～188

[論点1] 対抗要件の抗弁（E1）（最判S38.5.24）

[論点2] 賃借権に基づく占有権限の抗弁（E2）

[論点3] 権利濫用の抗弁（E3）（最判S38.5.24）

2. 新所有者の賃借人に対する賃貸人の地位の主張 p188～189

[論4] 契約解除により所有権が復帰する場合

第4節. 賃借権の譲渡・無断転貸 p190～192

1. 解除権の発生要件 p190～191

[論点1] 土地賃借人による借地上の自己所有建物の賃貸（大判T8.12.11）

[論点2] 法人の構成員・機関の変動（最判H8.10.14・百II60）

[論点3] 借地上建物への譲渡担保権の設定（最判H9.7.17）

[論点4] 信頼関係破壊の法理

2. 適法な転貸の効果 p191～192

[論点 5] 合意解除以外の場合への 613 条 3 項類推適用の可否

[論点 6] 原賃貸人の債務不履行を理由とする原賃貸借契約の解除（最判 H9.2.25・百 II 64）

- ・転貸借の帰趨
- ・転借人の原賃貸人に対する不法行為責任

第 5 節. 敷金 p193～194

1. 敷金返還請求権の発生要件 p193

2. 敷金による充当 p193

3. 論点 p193～194

[論点 1] 賃貸借契約の終了に基づく目的物返還義務と敷金返還義務の関係（最判 S48.2.2・百 II [7 版] 61）

[論点 2] 賃貸借契約終了後の賃貸目的物の所有権移転に伴う敷金関係の承継（最判 S48.2.2・百 II [7 版] 61）

第 6 節. 賃借人死亡後の同居人の保護 p194～195

[論点 1] 賃借人死亡後の同居人の保護

- ・賃貸人からの明渡請求（最判 S37.12.25 等）
- ・相続人からの明渡請求（最判 S39.10.13）

第 7 章 雇用 p196

第 8 章 請負 p197～206

1. 契約当事者の地位 p197

[論点 1] 仕事完成前の既履行部分に対応する請負代金請求権

2. 仕事の歓声が不能となった場合 p198～200

3. 完成した仕事の目的物の所有権の帰属 p200

[論点 2] 完成した仕事の目的物の所有権の帰属（大判 T7.5.9 等）

[論点 3] 注文者・請負人間の特約の下請負人に対する拘束力（最判 H5.10.19・百 II 69）

4. 完成した仕事の内容が契約内容に適合しない場合 p201～204

[論点 4] 仕事の目的物の契約不適合を理由とする損害賠償請求権と請負代金請求権の全体としての同時履行関係（最判 H9.2.14・百 II 70）

[論点 5] 仕事の目的物の契約不適合を理由とする損害賠償請求を自働債権とする相殺（最判 S51.3.4、最判 H9.7.15）

[論点 6] 637 条の期間制限への 508 条の類推適用（最判 S51.3.4）

5. 完成した目的物の滅失・損傷 p204～205

6. 債務不履行以外を理由とする一方的解除 p205

7. 請負人の配慮義務 p205～206

[論点 7] 建物建築の設計者・施工者・工事管理者の建物居住者等に対する注意義務（最判 H19.7.6・百 II 85）

[論点 8] 元請負人の下請負人（又はその従業員）に対する安全配慮義務（最判 H3.4.11）

第 9 章 委任 p207

[論点 1] 受任者の利益のためにも締結された委任契約の解除（最判 S56.1.19・百 II 71）

[論点 2] 委任の終了事由の例外（最判 H4.9.22）

第 10 章 寄託 p208

1. 目的物保管義務

2. 目的物返還義務
3. 混合寄託
4. 預金契約の性質

第 1 1 章 組合 p209

第 1 2 章 和解 p210

[論点 1] 和解と錯誤 (最判 S33.6.14・百 II 76)

第 8 部 法定債権関係

第 1 章 事務管理 p211

1. 実体法上の成立要件
2. 要件事実
3. 対外的関係

[論点 1] 管理者が本人名義で行った法律行為の効果 (最判 S36.11.30、大判 T7.7.10)

第 2 章 不当利得 p212～225

第 1 節. 不当利得の一般規定 p212～222

1. 要件事実 p212～213

[論点 1] 善意受益者が悪意に転じた以降の利益の返還範囲 (最判 H3.11.19)

2. 悪意受益者の加重責任 p213

[論点 2] 悪意受益者の損害賠償責任の性質 (最判 H21.11.9・H22 重判 8)

3. 返還されるべき利得 p213～214

[論点 3] 受益者が不当利得した代替物を第三者に売却処分した場合における、目的物の客観的価値相当額の算定基準時 (最判 H19.3.8・百 II 78)

4. 不当利得の類型 p214～218

[過去問] 平成 21 年司法試験設問 2 改題

[論点 4] 運用利益に対応する「損失」(最判 S38.12.24・百 II 77)

[論点 5] 双務契約における一方の給付の返還不能

5. 論点 p218～222

[論点 6] 誤振込み (最判 H8.4.26・百 II 72)

[論点 7] 預金債権の帰属 (最判 H15.2.21・百 II 73)

[論点 8] 転用物訴権 (最判 S45.7.16、最判 H7.9.19・百 II 79)

[過去問] 平成 23 年司法試験設問 1 (1) 改題

[論点 9] 騙取金銭による弁済 (最判 S49.9.26・百 II 80)

[過去問] 平成 28 年司法試験設問 2 (2) 改題

[論点 10] 第三者に対する貸付金の交付による借主の利得 (最判 H10.5.26・百 II 81)

第 2 節. 特殊な不当利得 p223～225

1. 非債弁済 p223
2. 弁済期前の債務の弁済 p223
3. 他人の債務と自己の債務と誤信して弁済した場合 p223

4. 不法原因給付 p223～225

- [論点 1] 「不法な原因」
- [論点 2] 強制執行逃れのための財産隠匿（最判 S41.7.28）
- [論点 3] 不法な原因に基づく債務を担保するための抵当権設定登記（最判 S40.12.7）
- [論点 4] 「不法な原因が受益者についてのみ存したとき」
- [論点 5] 不法原因給付の返還合意（最判 S28.1.22、最判 S37.5.2）
- [論点 6] 物権的請求権（最判 S45.10.21・百Ⅱ82）
 - ・物権的請求権にも 708 条が類推適用されるか
 - ・給付物の所有権の帰属
- [論点 7] 損益相殺についての 708 条類推適用（最判 H20.6.10、最判 H20.6.24）

第3章 不法行為 p226～234

第1節. 不法行為制度 p226～228

1. 成立要件 p226～227

- [論点 1] 第三者の債権侵害による不法行為（大判 T4.3.10、大判 T4.3.20）
- [論点 2] 間接損害（最判 S43.11.15・百Ⅱ95）

2. 損害賠償請求権者 p227～228

- [論点 3] 傷害被害者の近親者の慰謝料請求権（最判 S33.8.5）
- [論点 4] 「被害者の父母、配偶者及び子」以外の近親者の慰謝料請求権
 - （論証 1）内縁の妻
 - （論証 2）未認知の子（大判 S7.10.6）
 - （論証 3）祖父母・孫・兄弟姉妹（最判 S49.12.17）

3. 期間制限 p228

- [論点 5] 主観的起算点である「損害及び加害者を知った時」（最判 S48.11.16・百Ⅱ108、最判 H14.1.29）

第2節. 709 条以外の不法行為責任 p229～233

1. 責任無能力者の監督義務者等の責任 p229

- [論点 1] 責任能力を有する未成年者の監督義務者の不法行為責任（最判 S49.3.22・百Ⅱ[7 版]89）
- [論点 2] 精神障害者の監督義務者（最判 H28.3.1・百Ⅱ93）

2. 使用者責任 p229～231

- [論点 1] 取引的不法行為の事業執行性（最判 S42.11.2・百Ⅱ90）
- [論点 2] 事実的不法行為の事業執行性（最判 H15.3.25 等）
- [論点 3] 使用者からの求償（最判 S51.7.8・百Ⅱ95）
- [論点 4] 使用者からの損害賠償請求（最判 S51.7.8・百Ⅱ95）
- [論点 5] 被用者からの逆求償
 - （論証 1）改正前民法下（最判 R2.2.28）
 - （論証 2）改正民法下

3. 注文者の責任 p231

4. 動物占有者の責任 p231

5. 工作物責任 p231

6. 共同不法行為責任 p231～233

- [論点 1] 「共同の不法行為」（最判 S43.4.23）
- [論点 2] 個別的な因果関係の要否（大判 T8.11.22）

[論点 3] 寄与度減責（最判 H13.3.13・百Ⅱ107）

[論点 4] 共同不法行為者の一方による、他方の共同不法行為者の使用者に対する求償（最判 S63.7.1・百Ⅱ97）

[論点 5] 一方の共同不法行為者の使用者による、他方の共同不法行為者の使用者に対する求償（最判 H3.10.25）

[論点 6] 共同不法行為者の一方に使用者が複数いる場合における、使用者間の求償関係（最判 H3.10.25）

[論点 7] 共同不法行為における過失相殺（最判 H15.7.11、最判 H13.3.13・百Ⅱ107）

第3節. 過失相殺 p233～234

1. 「過失」 p233

2. 論点 p234

[論点 1] 被害者の身体的素因（特徴）（最判 H8.10.29・百Ⅱ106）

[論点 2] 被害者側の過失

（論証 1）身分上・生活関係上の一体性を有する者の過失（最判 S51.3.25）

（論証 2）身分上・生活関係上の一体性がない場合（最判 H20.7.4・H20 重判 10）

第9部 親族・相続

第1章 親族 p235

第2章 氏 p235

第3章 婚姻 p235

第1節. 婚姻の成立要件

[論点 1] 婚姻意思の内容（最判 S44.10.31・百Ⅲ1）

第2節. 婚姻の無効・取消し

[論点 2] 婚姻意思の存在時期（最判 S45.4.21・百Ⅲ2）

第4章 離婚 p236～237

第1節. 協議離婚 p236

[論点 1] 離婚意思の内容（最判 S57.3.26・百Ⅲ12）

[論点 2] 離婚意思の存在時期（最判 S34.8.7・百Ⅲ13）

[論点 3] 財産分与と離婚慰謝料の関係（最判 S46.7.23・百Ⅲ18）

第2節. 調停離婚 p236

第3節. 審判離婚 p236～237

第4節. 裁判離婚 p237

[論点 4] 有責配偶者からの離婚請求（最大判 S62.9.2・百Ⅲ15）

第5章 内縁・事実婚 p238

[論点 1] 財産分与規定の類推適用（最判 H12.3.10・百Ⅲ25）

第6章 親子（実親子関係） p239

第1節. 母子関係・父子関係

第2節. 嫡出子

第3節. 非嫡出子

第7章 養子 p240

1. 普通養子縁組

[論点1] 縁組意思 (最判 S23.12.23 等)

2. 特別養子縁組

第8章 親権 p241

[論点1] 親権者の利益相反行為 (最判 S35.2.25・百Ⅲ48)

[論点2] 親権者の法定代理権の濫用 (最判 H14.12.10・百Ⅲ49)

第9章 後見・保佐・補助 p242

第10章 扶養 p242

第11章 相続 p243～247

1. 同時存在の原則 p243

2. 相続の要件事実 p243

3. 遺産共有 p244～245

[論点1] 金銭債権・金銭債務 (最判 S29.4.8・百Ⅲ65 等)

[論点2] 連帯債務 (最判 S34.6.19・百Ⅲ62)

[論点3] 金銭 (最判 H4.4.10・百Ⅲ63)

[論点4] 遺産中の賃貸不動産の賃料債権 (最判 H17.9.8・百Ⅲ64)

[論点5] 預金債権 (最大決 H28.12.19・百Ⅲ66)

4. 相続分 p245～246

5. 遺産分割 p246～247

[論点1] 債務不履行解除 (最判 H 元.2.9・百Ⅲ70)

[論点2] 合意解除 (最判 H2.9.27)

6. 共同相続による権利の承継の対抗要件 p247

第12章 遺言 p248～250

1. 遺言能力 p248

2. 共同遺言の禁止 p248

[論点1] 共同遺言として禁止される複数人の同一遺言書による遺言 (最判 H5.10.19)

3. 遺言の方式 p248

4. 遺言の効力 p248

5. 遺言書の検認手続 p249

6. 遺言執行者 p249

7. 「相続させる」旨の遺言 p249～250

[論点2] 特定財産承継遺言 (最判 H3.4.19・百Ⅲ87)

[論点3] 「相続させる」旨の遺言により遺産を相続させるものとされた推定相続人が遺言者の死亡以前に死亡した場合

・特定の財産を受けるとされた者が遺言者の相続人でない場合

・被相続人の意思によらない法定相続の場合

・「相続させる」旨の遺言により遺産を相続させる者とされた推定相続人が先死した場合、当該財産は誰によってどのよ

うに承継されるか（最判 H23.2.22・H23 重判 14）

第 13 章 遺贈 p251～252

1. 遺贈の種類 p251
2. 受遺者 p251
3. 遺贈利益の実現障害 p251
4. 遺贈と権利変動 p251～252

〔論点 1〕特定物遺贈と対抗要件（最判 S39.3.6・百Ⅲ74）

〔論点 2〕第三者に対する贈与と相続人に対する遺贈との競合（最判 S46.11.1）

第 14 章 配偶者居住権 p253～257

第 1 節. 配偶者居住権 p253～255

1. 成立要件 p253
2. 存続期間 p254
3. 居住建物の所有者に対する効力 p254
4. 第三者に対する効力 p254
5. 消滅事由 p254～255

第 2 節. 1 号配偶者短期居住権 p255～256

1. 成立要件 p255
2. 存続期間 p255～256
3. 居住建物取得者に対する効力 p256
4. 第三者に対する効力 p256
5. 消滅

第 3 節. 2 号配偶者短期居住権 p256～257

1. 成立要件 p256～257
2. 1 号配偶者短期居住権との違い p257

第 15 章 遺留分 p258～262

1. 遺留分の意義 p258
2. 遺留分減殺請求から遺留分侵害額請求への変更 p258
3. 遺留分権利者 p258
4. 遺留分の放棄 p258
5. 遺留分の算定 p259～260
6. 遺留分侵害額請求権の行使 p260～261
7. 消滅時効・除斥機関 p261
8. 旧規定の削除・論点の消滅 p261～262

第 16 章 相続回復請求権 p263

〔論点 1〕請求相手方の客観的範囲（最大判 S53.12.20）

〔論点 2〕請求相手方の主観的範囲（最大判 S53.12.20、最判 H11.7.19）

第1部 書き方・考え方のコツ

第1章 請求権の選択

A 総まくり1頁

1. 訴訟物から考える

「XはYに対し、…という請求をすることができるか。」という問題では、まず初めに、訴訟物を明らかにすべきである。訴訟物が何であるかによって、請求が認められるための要件が変わってくるからである。

そして、訴訟物を選択する際には、債権的請求権と物権的請求権を区別する必要がある。契約当事者間における請求が問題となっている場合には、契約に基づく債権的請求権を選択するのが通常である。債権的請求権の請求原因が物権的請求権の請求原因に包含されているのが通常だからである（ex.売買契約に基づく目的物引渡請求権と所有権に基づく返還請求権）。

2. 契約当事者間における債権的請求

債権の発生原因には、契約、事務管理（697条）、不当利得（703条）、不法行為（709条以下）がある。これらのうち、事務管理・不当利得・不法行為に基づいて発生する債権を法定債権という。

契約当事者間における請求が問題になっている場合には、まずは、契約に基づく債権的請求権から考えることになる。

3. 請求の根拠・内容・当否

平成28年司法試験では、「請求の根拠を説明し、その請求の当否を論じなさい。」「請求の根拠及び内容を説明し、その請求の当否を論じなさい。」という2種類の設問がある。

出題の趣旨・採点実感を読む限り、設問によって“根拠”と“内容”が意味していることに若干のずれがある。

そのため、答案を書く際に、根拠・内容・当否を厳密に区別する必要はない。出題者側が根拠・内容・当否に該当するものとして想定している記述が答案のどこかに出てくれば良い。

したがって、①誰が、②誰に対して、③いかなる法律構成（権利、条文など）に基づいて、④どのような請求（目的物、金額など）をするのかということを明らかにした上で、⑤請求の要件を検討し、⑥⑤の検討過程で論点に言及する、といういうことができているれば十分であり、①～⑥を根拠・内容・当否のどこで論じたのかは重要ではない。

第2章 請求の当否

A 総まくり 2 頁

1. 三者間形式

例えば、「A は、B に対して、～という請求をしようと考えている。この請求の当否について、B からの予想される反論も踏まえて検討しなさい。」という設問では、まずは A において実体法上の要件（少なくとも、請求原因）について一通りの主張をさせる。その上で、争点になる要件についてのみ、B からの反論及びその当否を書くことになる。

2. 原告による先回り主張

主張反論型の問題では、原告に、請求原因事実のみならず、争いがない抗弁以降の要件事実等についてまで先回り主張をさせることがある。

3. 問題なく認められる要件の一括認定

ある請求や抗弁（再抗弁以下を含む）が認められるという結論を導くためには、実体法上の要件を網羅的に認定する必要がある。その一方で、事案における重要度に応じて、メリハリのある要件認定をする必要がある。

メリハリのある要件認定の方法の一つとして、問題なく認められる要件を冒頭で一括認定するというテクニックもある。

4. 要件の頭出し

原則として要件の頭出しは不要であるが、例外的に、以下の場合には要件の頭出しをする必要がある。

（1）設問で指示がある場合

“C は、B が甲 1 部分を所有することを認めた上で B の請求の棄却を求める場合、どのような反論をすることが考えられるか、その根拠及びその反論が認められるために必要な要件を説明した上で、その反論が認められるかどうかを検討しなさい。…”（平成 29 年司法試験設問 1）

（2）条文の文言だけでは要件が一義的に明らかにならない場合

共同不法行為者の責任（719 条 1 項）のように、請求要件の整理について争いがあるなどの理由から、条文の文言だけでは要件が一義的に明らかにならないものについては、要件の頭出しをすることが望ましい。

5. 全ての要件を検討することの要否

ある請求や抗弁（再抗弁以下を含む）が認められるという結論を導く場合、その請求や抗弁に対応する要件を全て認定する必要がある。

これに対し、ある請求や抗弁が認められないという結論を導く場合、充足しない要件のところまで検討すればよく、それ以降の要件についてまで検討する必要はない。もっとも、この場合であっても、例えば不当利得返還請求では「利得・損失⇒因果関係⇒法律上の原因の不存在」という流れで検討するというように、要件検討の論理的順序を守る必要がある。

平成 27 年司法試験・出題趣旨

第3章 責任財産の保全

債権者代位権（423条）と詐害行為取消権（424条）は、債権者に対して、債務者が自分の財産の管理を十分に行わない場合に強制執行の準備のために責任財産を保全する権利として、債務者の責任財産の管理への介入を認めたものである。

第1節 債権者代位権

A 総まくり 187～196 頁

1. 実体法上の要件

（1）被保全債権の存在（「自己の債権」）

- ・金銭債権である必要はない。債権者代位権は責任財産の保全制度であるところ、金銭債権以外の債権でも債務不履行により損害賠償請求権として具体化し、債務者の責任財産から満足を受け得る対象になる可能性があるからである。
- ・単なる期待権は、権利の範囲・内容が不確定・不明確であるために被保全債権としての価値を決定できず、それゆえに保全されるべき責任財産の範囲・内容も確定できないから、「自己の債権」に当たらない。具体的内容が形成される前の権利も、同様の理由から「自己の債権」に当たらない。
- ・「強制執行により実現することのできない」債権、すなわち、強制力を欠く債権については、強制執行に進む余地がない以上、強制執行に備えて責任財産を保全するという制度趣旨が妥当しないから、これを被保全債権とする債権者代位権は認められない（423条3項）。

（2）債権保全の必要性（「保全するため」）

財産権絶対の原則に由来する債務者の財産管理への介入の抑制という考えから、債務者の無資力が必要とされる。

もっとも、保存行為の場合、個別権利実現準備型の場合には、債務者の無資力は不要である。

〔論点1〕保存行為における無資力要件の要否

保存行為としての代位権行使は、財産の現状を維持し保全することを目的とするものであり、債務者にとって不利益がないものだから、債務者の財産管理権との衝突は小さい。

そこで、債務者の無資力は不要であると解する。

C

通説は必要であるとする。

〔論点2〕個別権利実現準備型の債権者代位権の肯否・要件

個別権利実現準備型の債権者代位権とは、特定の債権（個別の権利）を実現するために債権者代位権を用いる場合をいう。

個別権利実現準備型の債権者代位権は、423条の7で明文化されているものの以外でも認められるか。

改正民法が特定の債権の実現を目的とする個別権利実現準備型の債権者代位権に関する一般規定を設けなかったのは、その可否・要件について解釈に委ねるためである。

そこで、個別権利実現準備型の債権者代位権は、423条の7で定められているものの以外でも認められると解する。

A

この場合、責任財産の保全を目的としているわけではないため、債務者の資力状態は意味を持たないから、「債権を保全するために必要があるとき」として債務者の無資力は不要である。

もっとも、財産権絶対の原則に由来する債務者の財産管理への介入の抑制という考えが妥当するから、「債権を保全するために必要があるとき」として、特定の債権を保全する必要性が要求されると解すべきである。¹⁾

(3) 被保全債権の履行期の到来

- ・債務者の財産管理権への介入は抑制的であるべきだから、履行期未到来であれば原則として債権者代位権が与えられない(423条2項本文)。
- ・保存行為については、履行期の到来を要しない(423条2項但書)。

(4) 債務者の被代位権利の不行使

債務者が既に権利を行使している場合、代位行使を許すと債務者の財産管理権への不当な介入となるため、代位行使は認められない。

(5) 被代位権利の存在

債務者に属する権利たる「被代位権利」が存在していることが必要である。

(6) 被代位権利が「債務者の一身に専属する権利」と「差押えを禁じられた権利」のいずれにも当たらないこと(423条1項但書)

- ・「債務者の一身に専属する権利」とは、債務者の権利行使意思の尊重という趣旨に照らし、行使上の一身専属権を意味すると解される。債務者の権利行使意思を尊重すべき要請がある一方で、責任財産保全の要請もあるのだから、債務者の権利行使意思を尊重すべき行使上の一身専属権に当たるか否かは、両者の要請を比較衡量して判断すべきである。
- ・「差押えを禁じられた権利」が代位の対象とならないのは、「差押えを禁じられた権利」は責任財産を構成しないため、これを代位行使することは強制執行の準備として無意味だからである。

2. 要件事実

(1) 請求原因

①被保全債権の発生原因

➡被保全債権やその発生原因の成立が被代位権利に先立つ必要なし。

②被保全債権の保全の必要性

➡責任財産保全型では、債務者の無資力を意味する。

個別権利実現準備型では、特定の債権を保全する必要性を意味する。

③被代位権利の発生原因

➡債権者代位訴訟の訴訟物である権利の発生原因事実という位置づけ。

(2) 抗弁

①被代位権利に付着している抗弁

➡原則として、第三債務者は、「債務者に対して主張することができる抗弁をもって、債権者に対抗できる」(423条の4)。

①・②は当事者適格という訴訟要件
を基礎づける事実

¹⁾ 特定の債権を保全する必要性は、個別の権利を実現するために被代位権利が行使されることが必要であるという関係により認められる。

これに対し、代位債権者が第三債務者に主張（対抗）できる事由は、債務者自身が第三債務者に主張（対抗）できる事由に限られる。代位行使されている被代位権利は債務者の権利だからである。²⁾

②債務者による権利行使

③履行期の合意

➡履行期の抗弁に対する再抗弁として、⑦履行期の到来、④当該行為が保存行為であること（同条2項但書）の2点が考えられる。

④その他

➡被保全債権・被代位権利の成立原因の無効・取消しなど。

請求原因の主張立証により被保全債権の履行期の合意が明らかになる場合には、③は抗弁にならない。

3. 債権者代位権の行使

(1) 代位権行使の範囲

423条の2は、財産権絶対の原則に由来する債務者の財産管理への介入の抑制という考えから、「被代位権利の目的が可分であるとき」における被保全債権額上限ルールを明文化している。

(2) 相手方に対する直接請求権

ア. 金銭・動産

423条の3は、債務者による隠匿・受領拒否のおそれに対処して債権者代位権の実効性を確保するために必要であると理由から、動産・金銭に関する直接請求権を明文化した（同条前段）。

第三債務者は直接請求に応じた場合、被代位権利は消滅する（後段）。

[論点3] 金銭を受領した代位債権者の相殺を通じた事実上の優先弁済

A

金銭を受領した代位債権者は、被保全債権を自働債権、受領した金銭についての不当利得返還請求権（703条）を受働債権とする相殺（505条1項）により、被保全債権について事実上優先弁済を受けることができる。

その結果、金銭債権についての債権者代位権の行使は、債権の取立訴訟（民執157条）と同様の機能を果たすことになるが、債務名義が不要であるため、通常の強制執行手続よりも簡便な債権回収手段として機能することになる。

もっとも、債権者代位権が行使されても、債務者が被代位権利たる金銭債権について自ら取り立てることができるうえ（423条の5前段）、第三債務者が自主的に債務者に対して履行をすることもできる（423条の5後

²⁾ C（第三債務者）とB（債務者）が通謀してCがBに不動産を贈与することを内容とする贈与契約（549条）を仮装（94条1項）したところ、A（Bの債権者）がBに対する貸金債権を被保全債権として、BのCに対する贈与契約に基づく所有権移転登記請求権を代位行使（423条1項本文）したという事案では、Cから、被代位権利の発生障害事由として通謀虚偽表示を理由とする贈与契約の無効の抗弁（423条の4、94条1項）が主張されることが想定される。では、代位債権者Aは、94条2項の「善意の第三者」の再抗弁を主張することができるか。

確かに、代位債権者が第三債務者に主張できる事由は、債務者自身が第三債務者に主張できる事由に限られるところ、Bは通謀虚偽表示の当事者であり「第三者」に当たらないため「善意の第三者」の再抗弁を主張し得る地位にないから、代位債権者Aも「善意の第三者」の再抗弁を主張できないはずである。しかも、判例・通説では、代位債権者自身も94条2項の「第三者」に当たらないと解されている。しかし、債権者代位権の強制執行準備機能に照らせば、差押債権者（この者は、94条2項の「第三者」に当たる）に対抗することができない抗弁は、代位債権者にも対抗することができないと解すべきである（代位債権者は、代位権行使後、増大した責任財産への差押債権者として登場することが制度上予定されているからである）。そこで、債権者代位権の強制執行準備機能に照らし、Cの通謀虚偽表示を理由とする無効の抗弁が制限されると解すべきである。

段) のだから、債務者が第三債務者からの履行を受領することで被代位権利を消滅させることで、代位債権者が相殺を通じて被保全債権について事実上優先弁済を受けることになる結果を阻止することが可能である。

イ. 不動産

〔論点 4〕不動産の移転登記に関する直接請求権

不動産の移転登記に関する直接請求権を認めることは総債権者の共同担保の保全という制度趣旨に反するし、不動産については登記を債務者名義にすることは債務者の意思に反してでも可能であるから直接請求権を認めなくても債権者代位権の実効性を確保できる。

また、改正民法は、動産・金銭の直接請求権を明文化する一方で、不動産の移転登記に関する直接請求権については敢えて明文化していないから、後者を否定する趣旨であると解される。

そこで、改正民法下でも、不動産の移転登記に関する直接請求権は認められないと解すべきである。

A

4. 債務者の取立てその他の処分の権限等

改正民法 423 条の 5 前段は、債権者代位権が行使されても、債務者の被代位権利についての管理処分権は制限されないと定めることで、改正前民法下の判例法理を変更した。

したがって、債務者は、第三債務者に対して権利行使をすることができるし、第三債務者も債務者に対して履行をすることができ、債務者が第三債務者からの履行を受領すれば、被代位権利は消滅する(423 条の 5 後段)。債権者代位訴訟で代位債権者が自己に直接弁済すべき旨の勝訴判決を得て、これが確定した場合であっても、同様である。

債務者の処分権限が制限されないため、他の債権者は、被代位権利を差し押さえたり、代位行使することができる。

第 2 節. 詐害行為取消権

A 総まくり 197~214 頁

1. 実体法上の要件 (一般的要件)

(1) 詐害行為取消請求者が「債権」を有していること (424 条 1 項本文)

ア. 債権の種類・性質

- ・被保全「債権」は、責任財産の保全を通じて担保されるべき金銭債権に限られる。
- ・単なる期待権や具体的内容が定まる前の債権は、被保全「債権」に当たらない。

履行期到来は不要 (cf. 423 条 2 項)

イ. 特別担保で担保された債権

- ・債務者提供の物的担保の場合、物的担保によって満足を受けることができないときにのみ、詐害行為取消権を行使できる (394 条参照)。
- ・物上保証人提供した物的担保の場合及び人的保証の場合には、債権全額

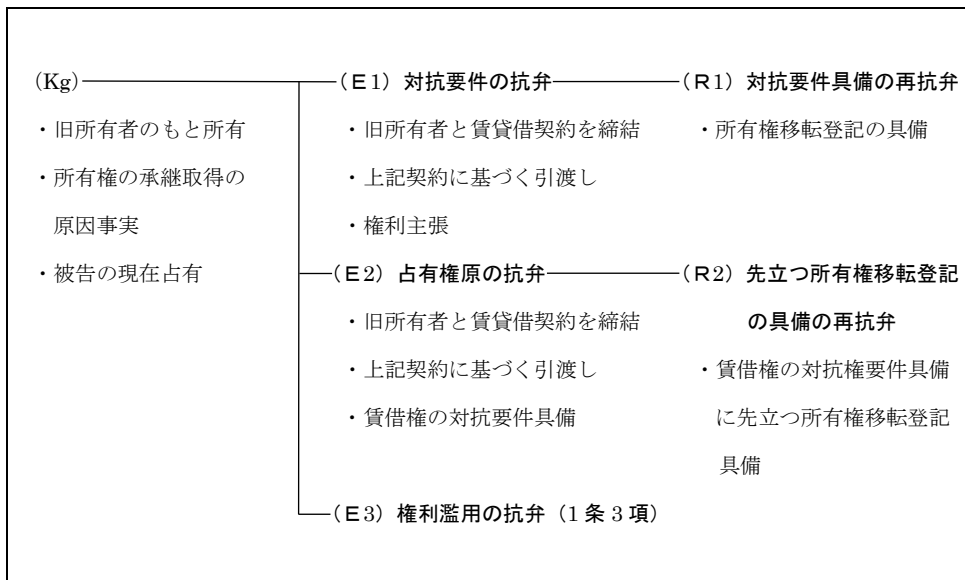
第3節. 賃貸不動産の所有権の移転

賃貸不動産の所有権が移転した場合に、①新所有者が賃借人に対して所有権に基づく返還を請求することと、②新所有者が賃借人に対して賃貸人の地位を主張して賃料請求等を行うことが考えられる。

A 総まくり 356～364 頁

1. 新所有者の賃借人に対する所有権に基づく返還請求

(1) 要件事実



新所有者の賃借人に対する所有権に基づく返還請求訴訟では、新所有者は、賃貸人たる地位を主張しているのではないから、「新賃貸人としての地位の主張と所有権移転登記の要否」という問題は生じない。

(2) 論点

[論点 1] 対抗要件の抗弁 (E1)

不動産賃借人は、不動産賃借権の物権化 (605 条、借 10 条 1 項、借 31 条 1 項) に伴い物権取得者 (特に、地上権者) に類似する地位にあるから、新所有者との間で両立し得ない物権相互間の優先的効力を争う関係に立つ者に準ずる者として、「第三者」 (177 条) に当たるといえる。

したがって、賃借人は、対抗要件の抗弁を提出できる。

A

最判 S38.5.24 等

[論点 2] 賃借権に基づく占有権限の抗弁 (E2)

(論証 1) 売買は賃貸借を破る

所有権は絶対権たる物権だから、万人に対して主張できる。

これに対して、賃借権は相対権たる債権だから、契約当事者である賃貸人に対してのみ主張でき、新所有者には主張できないのが原則である。

したがって、原則として、賃借人は、新所有者との関係では、当該物件を権原なしに不法に占有していることとなり、新所有者からの所有権に基づく返還請求に応じなければならない。

(論証 2) 抗弁事実

賃借権は相対権たる債権であり、対抗要件の具備によりはじめて新たな物権取得者に対抗できる占有権原となるのである。

そこで、抗弁事実としては、①賃貸借契約の締結、②①に基づく引渡しに加えて、③賃借権の対抗要件具備 (民法 605 条、借地借家法 10 条 1 項、31 条 1 項) も主張・立証する必要がある。

A

新所有者は、再抗弁として、賃借権の対抗要件具備に先立ち、所有権移転登記が具備されたことを主張・立証することができる。

〔論点 3〕 権利濫用の抗弁（E3）

対抗要件の抗弁（E1）も賃借権に基づく占有権限の抗弁（E2）も認められない場合には、さらに、権利濫用の抗弁が問題となり得る。

権利濫用により権利行使が制限されるかは、①権利行使の制限による権利者の不利益と権利行使による他者・社会の不利益とを比較考量した上で、②さらに権利者の主観的態様（権利行使の際の加害目的や加害の意図など）も考慮して判断するべきである。

A

最判 S38.5.24

大判 S10.10.5・百 I 1（宇奈月温泉

事件）

2. 新所有者の賃借人に対する賃貸人の地位の主張

（1）賃貸不動産の所有権の譲渡による賃貸人の地位の移転（605 条の 2）

ア. 要件

①賃貸「不動産が譲渡されたとき」（605 条の 2 第 1 項）

➡賃貸不動産の所有権が譲渡されことを意味する。

〔論点 4〕 契約解除により所有権が復帰する場合

不動産の買主 B が当該不動産を第三者 C に賃貸した後に、売主 A が当該不動産の売買契約を債務不履行解除したことにより当該不動産の所有権が売主 A に復帰した場合（AB 売買⇒BC 賃貸借⇒AB 売買解除⇒所有権が A に復帰）、売買契約の解除による所有権の復帰は「不動産の譲渡」に当たらないから、同条 1 項を直接適用することはできない。そこで、類推適用の可否が問題となる。

A

地上権者が賃貸人である場合における当該地上権の譲受人についても、同条が類推適用される。

改正前民法下では、不動産賃借権が対抗要件を備えている場合、賃貸借関係が当該不動産の所有権と結合するという状態債務関係が認められることを根拠として、特段の事情のない限り、不動産所有権の譲渡に伴い賃貸人の地位も当然に移転すると解されていた（状態債務論）。

605 条の 2 第 1 項は、上記の状態債務論を反映した規定であると考えられる。

そして、解除の遡及効も法的擬制にすぎないと解すれば、契約解除による債務者から債権者への復帰的物権変動を観念することができるから、契約解除の場面でも状態債務論が妥当する。

そこで、売買契約の解除により賃貸不動産の所有権が買主から売主に移転する場合には、605 条の 2 第 1 項を類推適用できると解すべきである。

②不動産賃借権が「対抗要件を備えた」（605 条の 2 第 1 項）

➡民法 605 条、借地借家法 10 条、同法 31 条 1 項、その他の法令の規定による対抗要件を意味する。

③「不動産の譲渡人及び譲受人が、賃貸人たる地位を譲渡人に留保する旨及びその不動産を譲受人が譲渡人に賃貸する旨の合意をしたとき」に当たらないこと（605 条の 2 第 2 項）

➡605 条の 2 第 2 項前段は、賃貸不動産の所有権を譲受人に移転する一方で賃貸人たる地位を譲渡人に留保しておく必要性に配慮して、三者間合意や賃借人の承諾を要することなく、譲渡人・譲受人間の合意だ

けで賃貸人たる地位を譲渡人に留保することができることにしている。他方で、賃借人が自己の関与なくして「所有権を有しない転貸人との間の転貸借契約における転借人と同様の地位に立たされる」という意味での賃借人の地位の不安定化（その結果、例えば、譲受人が譲渡人の債務不履行を理由に原賃貸借契約を解除した場合、転貸借も終了し、賃借人は譲受人からの不動産の返還請求に応じなければならなくなる）を防止（ないし緩和）するために、同条2項後段により、譲渡人・譲受人間の賃貸借が終了しても賃借人がその地位を保持し続けることができると定めている。

最判 H11.3.25・百Ⅱ [6版] 33 参

照

譲渡人と譲受人の承継人との間の
賃貸借が終了したときも同様であ
る。

④「賃貸物である不動産について所有権の移転の登記」を備える（605条の2第3項）

➡改正前民法下の判例法理を明文化したものである。学説上、その理由としては、(i) 賃貸人の地位の移転は、所有権取得に伴う効果であるから、賃貸人の地位の移転を対抗するためには、その前提である所有権移転について登記を備える必要がある、(ii) 登記による賃料債務の履行相手を知ることに関する賃借人の利益を保護する必要性が挙げられていた。

最判 S49.3.19・百Ⅱ59

⑤賃借人の承諾は不要である

➡605条の2第3項・605条の3前段の反対解釈により、改正民法下でも賃借人の承諾は不要であると理解されている。改正前民法下の判例も、賃貸人としての債務は所有者であれば誰でも履行できる没個性的なものであるため、賃貸人の地位の移転は賃借人にとって不利益ではないとの理由から、不要説に立っていた。

最判 S46.4.23

イ. 効果

(ア) 賃貸人の地位の主張（対抗）

前記①～④を満たすことにより、賃貸人の地位が譲受人に移転するとともに、譲受人が承継した賃貸人の地位を賃借人に対抗できることになる。譲受人は、賃貸人として、賃借人に対して賃料の支払いを請求することもできるし、解除権等を行することもできる。

(イ) 敷金返還債務の承継

敷金返還債務は、未払債務の控除後の残額の限度で譲受人に承継される（605条の2第4項）。

改正前民法下の判例法理（最判
S44.7.17）が明文化された。

(ウ) 費用償還債務の承継

賃貸人の賃借人に対する費用償還債務（608条）も譲受人に承継される（605条の2第4項）。

改正前民法下の判例法理（最判
S46.2.19）が明文化された。

(2) 譲渡人・譲受人間の合意による賃貸人の地位の移転

605条の3は、①譲渡人・譲受人間における賃貸人の地位を移転する旨の合意、②賃貸不動産について所有権移転登記の具備を要件として、賃貸人の地位の移転（及びその対抗）を認めている。

第 1 1 章 相続

相続は被相続人の死亡（882 条）により開始し、相続開始の場所は被相続人の住所地である（883 条）。

相続人の順位は、第一順位：子（887 条 1 項）、第二順位：直系尊属（889 条 1 項 1 号）、第三順位：兄弟姉妹（889 条 1 項 2 号）である。配偶者は常に相続人となる（890 条前段）。

1. 同時存在の原則

相続人は、被相続人の死亡時に権利主体として存在していなければならないのが原則である。

胎児の出生擬制（886 条）・代襲相続（887 条 2 項・3 項、889 条 2 項）はその例外である。

2. 相続の要件事実

相続の要件事実としては、まず、①相続の開始要件としての被相続人の死亡（882 条）と、②原告が相続人（889 条、890 条）であること、を主張する必要がある、この点について争いはない。

争いがあるのは、①・②に加えて、原告以外の相続人がいないことについてまで主張する必要があるかという点である（のみ説 vs 非のみ説）。

通説・実務は、非のみ説である。つまり、原告は①・②のみを主張すれば足り、原告以外に相続人がいることは抗弁になると考えるのである。

（1）相続人が子

他の相続人がいる場合であっても、子及び配偶者は相続人となることができ、法定相続分が減少するだけであるから、原告以外の他の相続人の存在は、全部抗弁ではなく一部抗弁として機能するにとどまる。

請求：①被相続人の死亡

②原告は被相続人の子である

抗弁：配偶者、原告以外の子の存在

（2）相続人が父母

請求：父母は、「第 887 条の規定により相続人となるべき者（子又はその代襲者）がいない場合」にはじめて相続人となることができる（889 条 1 項）のだから、①被相続人の死亡、②原告が被相続人の父であることに加えて、③被相続人には子（及びその代襲者）がいないことも必要である。

抗弁：被相続人に配偶者や母がいることが一部抗弁となる。

（3）相続人が兄弟姉妹

請求：兄弟姉妹は、子（及びその代襲者）並びに直系尊属がいない場合にはじめて相続人となることができる（889 条 1 項、2 項）のだから、①被相続人の死亡、②相続人が被相続人の兄であることに加えて、③被相続人には子（及びその代襲者）並びに直系尊属がいないことも必要である。

抗弁：被相続人の配偶者や原告以外の兄弟姉妹がいることが一部抗弁となる。

さらに、③被相続人が生前において当該財産を保有していたこと（争いがあれば、前主所有＋取得原因事実まで主張立証する）が必要である。

3. 遺産共有

複数の相続人（＝共同相続人）は、各自の相続分に応じて相続財産を共有する（898条）。

遺産共有状態は、暫定的な相続財産の帰属状態であり、相続財産を構成する個々の権利義務が終局的かつ個別的に個々の共同相続人に帰属するためには、さらに遺産分割の手続を経なければならない。

〔論点 1〕 金銭債権・金銭債務

金銭債権・金銭債務は、法律上当然に相続分に従い分割され、各共同相続人に帰属する。

B

最判 S29.4.8・百Ⅲ65 等

〔論点 2〕 連帯債務

連帯債務も可分な金銭債務である。

そこで、連帯債務者の共同相続人は、各自に相続分に従い連帯債務を分割承継し、各自その承継した範囲において本来の債務者とともに連帯債務者となると解する。

これにより、一部額についての不等額での連帯関係が複数出現することになる。¹⁾

B

最判 S34.6.19・百Ⅲ62

〔論点 3〕 金銭

金銭は、不動産や他の動産と同様に有体物として捉えられ、遺産共有に取り込まれ、遺産分割の対象となる（＝分割承継されない）。

したがって、相続人は、遺産分割までの間は、相続開始時に存した金銭を相続財産として保管している他の相続人に対して自己の相続分に相当する金銭の支払いを求めることができない。

B

最判 H4.4.10・百Ⅲ63

〔論点 4〕 遺産中の賃貸不動産の賃料債権

遺産を構成する賃貸不動産から生じた賃料債権は、相続開始後に発生したものであるから、当事者の合意によることなく当然に遺産分割の対象となるものではない。

そうすると、遺産分割の遡及効（909条本文）が遺産にしか及ばないことから、遺産分割の対象とされていない不動産の賃料債権の帰属については遺産分割の遡及効により覆されることにはならない。

そこで、遺産を構成する賃貸不動産について相続開始時から遺産分割までに生じた賃料債権について、「各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得する」と解すべきである。²⁾

B

最判 H17.9.8・百Ⅲ64

〔論点 5〕 預金債権

確かに、金銭債権が法律上当然に分割承継されると解されていることから、預金債権についても分割承継されらると思える。

しかし、普通預金債権は、継続的取引契約である普通預金契約に基づき、1個の債権として同一性を保持しながら常にその残高が変動し得るものとし

A

最大決 H28.12.19・百Ⅲ66

¹⁾ 分割承継とする考えに対しては、担保力が弱くなり連帯債務としての意味がなくなるという批判もある。

²⁾ その結果、「遺産分割の遡及効により賃料債権取得が遡及的に否定され、共同相続人の一方が遺産分割までに受領した賃料が不当利得になる」という帰結にはならない。

て、その額を観念的なものとして存続するものである。

そこで、共同相続された普通預金債権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割承継されることはなく、遺産分割の対象になると解すべきである。³⁾

4. 相続分

(1) 具体的相続分の算出

相続人各自の具体的相続分は、④⇒③⇒②⇒①の順序で計算して導く。

①〔具体的相続分〕

＝「一応の相続分」＋「各自の寄与分」－「各自の特別受益たる遺贈・贈与」
(904 条の 2 第 1 項) (903 条 1 項)

②〔一応の相続分〕

＝「みなし相続財産」×各自の相続分（指定相続分又は法定相続分）

③〔みなし相続財産〕

＝「被相続人が相続開始時において有した財産」＋「全員の特別受益たる贈与」－「全員の寄与分」
(903 条 1 項)⁴⁾

④〔相続開始の時ににおいて有した財産〕

＝債務（消極財産）を控除しない積極財産の価額

(2) 指定相続分と法定相続分

相続分については、被相続人の遺言による指定（相続分の指定）があればそれにより（902 条）、指定がない場合には民法所定の法定相続分が一応の準則となる（900 条）。

ア. 法定相続分

(ア) 子が相続人となる場合（900 条 1 号）

配偶者：2 分の 1

子：2 分の 1

➡非嫡出子の法定相続分を嫡出子の 2 分の 1 とする民法旧規定 900 条 4 号但書前段は、違憲判決を受けて、削除された（平成 25 年 12 月 11 日施行）。

(イ) 直系尊属が相続人となる場合（2 号）

配偶者：3 分の 2

直系尊属：3 分の 1

最大判 H25.9.4・百Ⅲ57

³⁾ 909 条の 2 は、遺産分割未了の間は共同相続人全員の同意がない限り預貯金を払い戻すことができない不都合に対処するため、各共同相続人は「預貯金債権額×1/3×自己の法定相続分」の限度で預貯金債権を単独行使できると定めている。

⁴⁾ 「みなし相続財産」を算出する際に「相続開始の時ににおいて有した財産」に加算する「特別受益」は、「贈与」に限られ、「遺贈」は加算されない。遺贈は「相続開始の時ににおいて有した財産」から支弁されるものだからである（民法（全）628 頁）。

(ウ) 兄弟姉妹が相続人となる場合：(3号)

配偶者：4分の3

兄弟姉妹：4分の1

➡半血兄弟姉妹（死亡した被相続人と親族の一方を共通にするだけの者）と全血兄弟姉妹とがいる場合、半血兄弟姉妹の法定相続分は全血兄弟姉妹の半分である（4号但書）。

イ. 指定相続分

902条の2は、「被相続人が相続開始の時ににおいて有した債務の債権者は、…相続分の指定がされた場合であっても、各共同相続人に対し」、法定「相続分に応じてその権利を行使することができる。ただし、その債権者が共同相続人の一人に対してその指定された相続分に応じた債務の承継を承認したときは、この限りでない。」と定めることで、改正前民法下の判例法理を明文化した。⁵⁾

最判 H21.3.24・百Ⅲ88

5. 遺産分割

(1) 遺産分割の遡及効⁶⁾

遺産分割は、相続開始時に遡ってその効力を生じる（909条本文）。遺産を構成する個別財産は、相続開始時に被相続人から当該個別財産を取得した相続人に直接移転したという処理がされているのである。

もっとも、遺産分割の遡及効は、遺産分割前の「第三者」の権利を害することができない（909条但書）。同条但書の「第三者」は、相続開始後、遺産分割前に、遺産分割の目的物について利害関係を有するに至った者を意味する。同条但書の「第三者」として保護されるためには、善意・悪意は問われないが、対抗要件を備えていることが必要であると解されている。

(2) 遺産分割の解除

[論点1] 債務不履行解除

共同相続人の1人が遺産分割協議において負担した債務を履行しない場合、他の共同相続人が541条又は542条に基づき遺産分割協議を債務不履行解除することができるか。

確かに、545条1項但書・192条・909条但書という第三者保護規定があるから、解除を認めても対外的な法的安定は害されない。

しかし、解除を認めた場合、共同相続人が再度遺産の全体について分割をやり直さなければならないことになるため、対内的な法的安定が害される。

A

最判 H 元.2.9・百Ⅲ70

⁵⁾ 判例（最判 H21.3.24・百Ⅲ88）は、「相続人のうちの1人に対して財産全部を相続させる旨の遺言により相続分の全部が当該相続人に指定された場合、遺言の趣旨等から相続債務については当該相続人にすべてを相続させる意思のないことが明らかであるなどの特段の事情がない限り、当該相続人に相続債務もすべて相続させる旨の意思が表示されたものと解すべきである」と判示している。

これは、遺産分割方法の指定は法定相続分と異なる割合によるものである場合には相続分の指定（902条）を伴うものであると解され、債務承継割合を法定相続分から変更する意思がないことが明らかであるなどの特段の事情がない限り、債務も指定された割合で承継させる趣旨と解釈される（つまり、特段の事情のない限り、積極財産に関する指定の割合は消極財産（相続債務）に関する指定の割合と一致することになる）という考えを示したものである。

⁶⁾ 遺産分割後の第三者との関係では、899条の2第1項が適用されるため、法定相続分を超える権利承継については、対抗要件を具備しなければ対抗できない。

そこで、遺産分割協議の債務不履行解除は認められないと解する。⁷⁾

〔論点 2〕 合意解除

民法は遺産分割の効力について宣言主義を採用している（909 条本文参照）ため、遺産分割協議自体の不履行は生じないが、合意解除であるから協議自体の不履行は解除要件とならない。

また、対外的な法的安定については 545 条 1 項但書・192 条・909 条但書により確保されるし、共同相続人全員の同意があるため対内的な法的安定の問題も生じない。

そこで、合意解除は認められると解する。

A

最判 H2.9.27

6. 共同相続による権利の承継の対抗要件

論証集 56 頁・(イ)～(エ)

899 条の 2 第 1 項は、①遺言による相続分の指定（902 条）・②特定財産承継遺言（1014 条 2 項参照）・③遺産分割（906 条以下）に基づく権利の包括承継について、法定「相続分を超える部分」については、対抗要件を備えなければ第三者に対抗することができない旨を定めている。

⁷⁾ 否定説の理由としては、「宣言主義（909 条参照）ゆえ、遺産分割は協議成立とともに終了し、その後は特定の相続人間の債権債務関係が残るだけだから、遺産分割協議自体の履行・不履行という問題は生じない。」ということも挙げられる。

判例

- ・ 大判 M37.6.22 p200
- ・ 大判 M38.5.11 (百 I 5) p13
- ・ 大判 M39.12.13 p27
- ・ 大判 T3.12.25 p86
- ・ 大判 T4.3.10 p226
- ・ 大判 T4.3.20 p226
- ・ 大判 T6.6.27 p161
- ・ 大判 T6.10.30 p113
- ・ 大判 T7.5.9 p200
- ・ 大判 T7.7.10 p211
- ・ 大判 T7.8.14 p157
- ・ 大判 T8.11.22 p232
- ・ 大判 T10.6.7 (百 I [7 版] 19) p156
- ・ 大判 T10.7.8 p63
- ・ 大判 T13.10.7 (百 I 10) p17
- ・ 大判 T15.2.16 p227
- ・ 大連判 T15.5.22 p105
- ・ 大判 S7.1.26 p158
- ・ 大判 S7.3.2 p45
- ・ 大判 S7.5.27 p15
- ・ 大判 S7.10.6 p11、227
- ・ 大判 S10.10.1 (百 I 11) p17
- ・ 大判 S10.10.5 (百 I 1) p188
- ・ 大判 S12.7.7 p98
- ・ 大判 T14.1.20 p64、214、216
- ・ 大判 S15.2.5 p78
- ・ 大判 S15.11.26 p84
- ・ 大判 S17.5.20 p36
- ・ 大判 S17.9.30 (百 I 55) p25、26
- ・ 大判 S18.7.20 p200
- ・ 大判 S19.6.28 (百 I 18) p156
- ・ 最判 S23.12.23 p240
- ・ 最判 S28.1.22 p225
- ・ 最判 S28.6.16 p31
- ・ 最判 S29.4.8 (百 III 65) p244
- ・ 最判 S29.12.21 p161
- ・ 最判 S30.10.18 (百 II 1) p98
- ・ 最判 S31.4.6 p182
- ・ 最判 S32.9.19 p58
- ・ 最判 S33.6.14 (百 II 76) p210

- ・ 最判 S33.6.20 (百 I 52) p55、97
- ・ 最判 S33.8.5 p227
- ・ 最判 S33.9.18 p14
- ・ 最判 S34.5.14 p157
- ・ 最判 S34.6.19 (百Ⅲ62) p244
- ・ 最判 S34.6.25 p157
- ・ 最判 S34.8.7 (百Ⅲ13) p236
- ・ 最判 S35.2.9 p182
- ・ 最判 S35.2.11 (百 I 68) p62
- ・ 最判 S35.2.19 (百 I 29) p37
- ・ 最判 S35.2.25 (百Ⅲ48) p2341
- ・ 最判 S35.3.18 (百 16) p29
- ・ 最判 S35.6.24 p97
- ・ 最判 S35.7.27 p46
- ・ 最判 S35.10.21 (百 I 28) p36
- ・ 最判 S36.3.24 p65
- ・ 最判 S36.4.20 p18
- ・ 最判 S36.4.28 p54
- ・ 最大判 S36.7.19 (百Ⅱ15) p118
- ・ 最判 S36.7.20 p47
- ・ 最判 S36.11.30 p211
- ・ 最判 S36.12.12 p37
- ・ 最判 S37.4.20 (百 I 35) p8、34、35
- ・ 最判 S37.5.25 p225
- ・ 最判 S37.8.10 (百 I 38) p171
- ・ 最判 S37.10.2 p241
- ・ 最判 S37.10.9 p120
- ・ 最判 S37.12.25 p194
- ・ 最判 S38.2.22 (百 I 59) p56
- ・ 最判 S38.12.20 p240
- ・ 最判 S38.12.24 (百Ⅱ77) p217
- ・ 最判 S39.3.6 (百Ⅲ74) p252
- ・ 最判 S39.5.23 (百 I 27) p36
- ・ 最判 S39.10.13 p195
- ・ 最判 S39.10.15 (百 I 8) p15
- ・ 最判 S40.3.4 (百 I 70) 64
- ・ 最判 S40.5.4 (百 I 86) p72
- ・ 最大判 S40.6.30 (百Ⅱ22) p151
- ・ 最判 S40.11.24 (百Ⅱ48) p170
- ・ 最判 S40.12.7 p224
- ・ 最大判 S41.4.20 (百 I 43) p42

- ・ 最判 S41.4.27 (百Ⅱ58) p179
- ・ 最判 S41.5.19 (百Ⅰ74) p68
- ・ 最判 S41.7.28 p224
- ・ 最判 S41.11.22 p46
- ・ 最判 S42.1.20 (百Ⅲ73) p57
- ・ 最判 S42.2.21 p194
- ・ 最判 S42.4.28 p194
- ・ 最判 S42.7.21 (百Ⅰ45) p44
- ・ 最判 S42.10.27 (百Ⅱ27) p142
- ・ 最判 S42.10.31 p20
- ・ 最判 S42.10.31 p25
- ・ 最大判 S42.11.1 p227
- ・ 最判 S42.11.2 (百Ⅱ90) p229
- ・ 最判 S43.4.23 p231
- ・ 最判 S43.8.2 p58
- ・ 最判 S43.11.15 (百Ⅱ95) p226
- ・ 最判 S43.11.21 p87
- ・ 最判 S43.12.24 p84
- ・ 最判 S44.2.13 p13
- ・ 最判 S44.3.28 (百Ⅰ85) p71
- ・ 最判 S44.5.1 p125
- ・ 最判 S44.7.3 p81
- ・ 最判 S44.7.17 p189
- ・ 最判 S44.9.12 p200
- ・ 最判 S44.10.31 (百Ⅲ1) p235
- ・ 最判 S44.11.6 p97
- ・ 最判 S44.12.18 (百Ⅲ9) p39
- ・ 最判 S44.12.19 p38
- ・ 最判 S45.4.21 (百Ⅲ2) p235
- ・ 最大判 S45.6.24 (百Ⅱ39) p132
- ・ 最判 S45.7.16 p218
- ・ 最判 S45.7.24 p20
- ・ 最判 S45.8.20 p231
- ・ 最判 S45.9.22 (百Ⅰ [7版] 21) p21
- ・ 最判 S45.10.21 (百Ⅱ82) p225
- ・ 最判 S45.12.4 p62
- ・ 最判 S46.2.19 p189
- ・ 最判 S46.3.25 (百Ⅰ97) p91
- ・ 最判 S46.4.23 p189
- ・ 最判 S46.6.3 p37
- ・ 最判 S46.7.16 (百Ⅰ80) p87

- ・ 最判 S46.7.23 (百Ⅲ18) p236
- ・ 最判 S46.11.1 p252
- ・ 最判 S46.11.5 (百Ⅰ57) p44
- ・ 最判 S46.11.19 p120
- ・ 最判 S46.12.16 (百Ⅱ55) p125
- ・ 最判 S47.2.18 p34
- ・ 最判 S47.3.23 p151
- ・ 最判 S47.4.20 (百Ⅱ9) p105
- ・ 最判 S47.5.25 p168
- ・ 最判 S47.9.7 p31
- ・ 最判 S47.11.16 (百Ⅰ79) p87
- ・ 最判 S48.2.2 (百Ⅱ [7版] 61) p193、194
- ・ 最判 S48.6.7 (百Ⅱ98) p226
- ・ 最判 S48.10.9 (百Ⅰ9) p16
- ・ 最判 S48.10.11 p108
- ・ 最判 S48.11.16 (百Ⅱ108) p228
- ・ 最判 S49.2.28 p15
- ・ 最判 S49.3.7 (百Ⅱ29) p139
- ・ 最判 S49.3.19 (百Ⅱ59) p189
- ・ 最判 S49.3.22 (百Ⅱ [7版] 89) p229
- ・ 最大判 S49.9.4 p35
- ・ 最判 S49.9.20 p115
- ・ 最判 S49.9.26 (百Ⅰ23) p25
- ・ 最判 S49.9.26 (百Ⅱ80) p220
- ・ 最判 S49.12.17 p228
- ・ 最判 S50.2.25 (百Ⅱ2) p101
- ・ 最判 S50.2.28 (百Ⅰ [6版] 100) p94
- ・ 最判 S50.4.8 (百Ⅲ39) p240
- ・ 最判 S50.7.14 p15
- ・ 最判 S50.12.8 p143
- ・ 最判 S51.2.13 (百Ⅱ45) p171
- ・ 最判 S51.3.4 p202、203
- ・ 最判 S51.3.25 p234
- ・ 最判 S51.6.25 (百Ⅰ30) p37
- ・ 最判 S51.7.8 (百Ⅱ95) p230
- ・ 最判 S52.3.17 p134
- ・ 最判 S53.3.6 (百Ⅰ46) p45
- ・ 最判 S53.7.4 p82
- ・ 最判 S53.7.18 p139
- ・ 最大判 S53.12.20 p263
- ・ 最判 S54.1.25 (百Ⅰ72) p65

- ・ 最判 S54.7.10 p131
- ・ 最判 S55.1.11 p139
- ・ 最判 S55.1.24 p113
- ・ 最判 S56.1.19 (百Ⅱ71) p207
- ・ 最判 S56.2.16 p101
- ・ 最判 S56.2.17 p197
- ・ 最判 S57.3.26 (百Ⅲ12) p236
- ・ 最判 S57.12.17 (百Ⅱ20) p150
- ・ 最判 S58.5.27 p101
- ・ 最判 S59.2.23 (百Ⅱ34) p128
- ・ 最判 S60.5.23 (百Ⅰ94) p81、82
- ・ 最判 S60.7.19 (百Ⅰ82) p89
- ・ 最判 S60.11.29 p14
- ・ 最判 S61.4.11 (百Ⅱ33) p128
- ・ 最判 S61.4.18 p81
- ・ 最判 S61.11.20 (百Ⅰ12) p28
- ・ 最判 S62.1.20 p19
- ・ 最判 S62.6.5 (百Ⅰ47) p44
- ・ 最判 S62.7.7 (百Ⅰ34) p33
- ・ 最大判 S62.9.2 (百Ⅲ15) p237
- ・ 最判 S62.11.10 p93
- ・ 最判 S62.11.12 p92
- ・ 最判 S63.3.1 p34
- ・ 最判 S63.4.21 p233
- ・ 最判 S63.5.20 p68
- ・ 最判 S63.7.1 (百Ⅱ97) p232
- ・ 最判 H 元.2.9 (百Ⅲ70) p246
- ・ 最判 H 元.10.27 (百Ⅰ87) p74
- ・ 最判 H2.9.27 p247
- ・ 最判 H2.12.18 p154
- ・ 最判 H3.4.2 (百Ⅱ54) p174
- ・ 最判 H3.4.11 p206
- ・ 最判 H3.4.19 (百Ⅲ87) 249、250
- ・ 最判 H3.10.25 p232、233
- ・ 最判 H3.11.19 p212
- ・ 最判 H4.2.27 p121
- ・ 最判 H4.4.10 (百Ⅲ63) p244
- ・ 最判 H4.6.25 p233
- ・ 最判 H4.9.22 p207
- ・ 最判 H4.11.6 (百Ⅰ95) p82、83
- ・ 最判 H5.1.21 (百Ⅰ36) p34、35

- ・ 最判 H5.3.30 (百Ⅱ30) p139
- ・ 最判 H5.10.19 (百Ⅱ69) p200
- ・ 最判 H5.10.19 p248
- ・ 最判 H6.2.8 (百Ⅰ51) p54
- ・ 最判 H6.2.8 p237
- ・ 最判 H6.2.22 (百Ⅰ98) p92
- ・ 最判 H6.9.8 p91
- ・ 最判 H6.9.13 (百Ⅰ6) p34
- ・ 最判 H6.12.20 (百Ⅰ93) p79
- ・ 最判 H7.3.10 p49
- ・ 最判 H7.9.19 (百Ⅱ79) p218
- ・ 最判 H7.11.10 p91
- ・ 最判 H8.1.26 p176
- ・ 最判 H8.4.26 (百Ⅱ72) p218
- ・ 最判 H8.10.14 (百Ⅱ60) p190
- ・ 最判 H8.10.29 (百Ⅰ61) p58
- ・ 最判 H8.10.29 (百Ⅱ106) p234
- ・ 最判 H8.11.12 (百Ⅰ67) p45
- ・ 最判 H8.11.12 (百Ⅱ44) p162
- ・ 最判 H9.2.14 (百Ⅰ92) p79
- ・ 最判 H9.2.25 (百Ⅱ64) p192
- ・ 最判 H9.6.5 (百Ⅱ25) p134
- ・ 最判 H9.7.1 (百Ⅱ40) p99
- ・ 最判 H9.7.15 p202
- ・ 最判 H9.7.17 p190
- ・ 最判 H9.11.13 p248
- ・ 最判 H10.1.30 (百Ⅰ88) p74
- ・ 最判 H10.2.13 (百Ⅰ63) p58
- ・ 最判 H10.3.26 (百Ⅰ [7 版] 88) p75
- ・ 最判 H10.5.26 (百Ⅱ81) p222
- ・ 最判 H10.6.11 (百Ⅰ25) p18
- ・ 最判 H10.6.12 (百Ⅱ17) p113
- ・ 最判 H10.6.12 p228
- ・ 最判 H10.6.22 p50
- ・ 最判 H10.7.17 p34
- ・ 最判 H10.8.31 p239
- ・ 最判 H10.12.18 (百Ⅰ81) p90
- ・ 最判 H11.1.29 (百Ⅱ26) p135
- ・ 最判 H11.2.26 p50
- ・ 最決 H11.5.17 p90
- ・ 最判 H11.6.11 (百Ⅲ69) p115

- ・ 最判 H11.6.24 (百Ⅲ101) p262
- ・ 最判 H11.7.19 p263
- ・ 最判 H11.10.21 (百Ⅰ42) p50
- ・ 最判 H12.3.9 (百Ⅲ19) p115
- ・ 最判 H12.3.10 (百Ⅲ25) p238
- ・ 最判 H12.4.7 p68
- ・ 最判 H12.4.14 p74
- ・ 最判 H12.4.21 p136
- ・ 最判 H12.6.27 (百Ⅰ69) p62
- ・ 最判 H13.3.13 p76
- ・ 最判 H13.3.13 (百Ⅱ107) p232、233
- ・ 最判 H13.7.10 p51
- ・ 最判 H13.11.22 (百Ⅰ100) p136
- ・ 最判 H13.11.27 p136
- ・ 最判 H13.11.27 (百Ⅱ53) p174
- ・ 最判 H14.1.29 p228
- ・ 最判 H14.3.12 p76
- ・ 最判 H14.3.28 p77
- ・ 最判 H14.6.10 (百Ⅲ75) p250
- ・ 最判 H14.9.24 p202
- ・ 最判 H15.2.21 (百Ⅱ73) p218
- ・ 最判 H15.3.25 p230
- ・ 最判 H15.4.18 (百Ⅰ13) p28
- ・ 最判 H15.7.11 p233
- ・ 最判 H15.10.10 p173
- ・ 最判 H15.10.31 p47
- ・ 最判 H16.4.27 (百Ⅱ109) p228
- ・ 大阪高判 H16.7.6 p59
- ・ 最判 H16.11.18 (百Ⅲ23) p238
- ・ 最判 H17.2.22 p89
- ・ 最判 H17.3.10 (百Ⅰ89) p73
- ・ 最判 H17.7.11 p129
- ・ 最判 H17.9.8 (百Ⅲ64) p244
- ・ 最判 H18.1.17 (百Ⅰ54) p46
- ・ 最判 H18.2.7 (百Ⅰ96) p91
- ・ 最判 H18.2.23 (百Ⅰ22) p21
- ・ 最判 H18.4.14 (民訴百A11) p203
- ・ 最判 H18.7.20 (百Ⅰ99) p93
- ・ 最判 H18.10.20 (H18 重判6) p92
- ・ 最判 H19.3.8 (百Ⅱ78) p213
- ・ 最判 H19.7.6 (百Ⅰ91) p78

- ・ 最判 H19.7.6 (百Ⅱ85) p205
- ・ 最判 H20.6.10 p225
- ・ 最判 H20.6.24 p225
- ・ 最判 H20.7.4 (H20 重判 10) p234
- ・ 最判 H21.3.10 (百Ⅰ101) p94
- ・ 最判 H21.3.24 (百Ⅲ88) p250
- ・ 最判 H21.11.9 (H22 重判 8) p213
- ・ 最判 H22.6.1 (百Ⅱ50) p173
- ・ 最判 H22.12.2 (H22 重判 6) p93
- ・ 最判 H22.12.16 (H23 重判 4) p60
- ・ 最判 H23.1.21 (百Ⅰ48) p47
- ・ 最判 H23.2.18 p129
- ・ 最判 H23.2.22 (H23 重判 14) p250
- ・ 最判 H23.4.22 (百Ⅱ4) p101
- ・ 最判 H23.10.18 (百Ⅰ37) p35
- ・ 最判 H24.3.16 (百Ⅰ58) p47
- ・ 最判 H25.2.28 (百Ⅱ43) p131、132
- ・ 最大判 H25.9.4 (百Ⅲ57) p245
- ・ 最判 H25.9.13 (H25 重判 3) p152
- ・ 最判 H26.7.17 (百Ⅲ27) p239
- ・ 最判 H28.1.12 p22
- ・ 最大決 H28.12.19 (百Ⅲ66) p244
- ・ 最判 H29.1.31 (百Ⅲ38) p240
- ・ 最判 R2.2.28 p230
- ・ 最判 R2.9.11 p203

(参考文献)

- ・「民法(全)」第2版(著:潮見佳男-有斐閣)
- ・「基本講義 債権各論Ⅰ」第2版(著:潮見佳男-新世社)
- ・「基本講義 債権各論Ⅱ」第3版(著:潮見佳男-新世社)
- ・「ブラクティス民法 債権総論」第5版補訂(著:潮見佳男-信山社)
- ・「民法(債権関係)改正法の概要」初版(著:潮見佳男-きんざい)
- ・「民法(相続関係)改正法の概要」初版(著:潮見佳男-きんざい)
- ・「詳解 改正民法」初版(著:潮見佳男ほか-商事法務)
- ・「詳解 相続法」初版(著:潮見佳男-弘文堂)
- ・「Before/After 民法改正」初版(編著:潮見佳男・北居功ほか-弘文堂)
- ・「Before/After 相続法改正」初版(著:潮見佳男・窪田充見ほか-弘文堂)
- ・「民法Ⅰ 総則・物権総論」第4版(著:内田貴-東京大学出版会)
- ・「民法Ⅱ 債権各論」第3版(著:内田貴-東京大学出版会)
- ・「民法Ⅲ 債権総論・担保物権」第4版(著:内田貴-東京大学出版会)
- ・「民法Ⅳ 親族・相続」補訂版(著:内田貴-東京大学出版会)
- ・「LEGAL QUEST 民法Ⅵ 親族・相続」第3版(著:前田陽一ほか-有斐閣)
- ・「民法講義Ⅰ 総則」第3版(著:山本敬三-有斐閣)
- ・「民法講義Ⅳ-1 契約」初版(著:山本敬三-有斐閣)
- ・「民法の基礎1 総則」第4版(著:佐久間毅-有斐閣)
- ・「民法の基礎2 物権」第2版(著:佐久間毅-有斐閣)
- ・「担保物権法 現代民法Ⅲ」第3版(著:道垣内弘人-有斐閣)
- ・「要件事実論30講」第4版(編著:村田渉・山野目章夫-弘文堂)
- ・「紛争類型別の要件事実」3訂版(法曹会)
- ・「新問題研究 要件事実」(法曹界)
- ・「民事判決起案の手引」(法曹界)
- ・「要件事実マニュアル1」第4版(著:岡口基一-ぎょうせい)
- ・「要件事実マニュアル2」第4版(著:岡口基一-ぎょうせい)
- ・「民法判例百選Ⅰ 総則・物権」第8版(有斐閣)
- ・「民法判例百選Ⅱ 債権」第8版(有斐閣)
- ・「民法判例百選Ⅲ 親族・相続」第2版(有斐閣)
- ・「最新重要判例解説」平成18年度～令和2年度(有斐閣)
- ・「法学セミナー増刊 新司法試験の問題と解説」2006～2011(日本評論社)
- ・「法学セミナー増刊 司法試験の問題と解説」2012～2021(日本評論社)